

埼玉県における ヤングケアラー支援 スタートブック

～ヤングケアラーの未来を、地域で支えるために
私たちができること、すべきことの実践に向けて～

埼 玉 県

はじめに

埼玉県は、2025年（令和7年）にかけて、75歳以上の後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加することが見込まれ、それに伴い介護が必要となる方やその方を介護する人（ケアラー）の増加が見込まれています。

また、高齢者だけでなく、障害のある方や難病の方、医療的ケアを必要とする子どもについても、医療技術の発展などに伴い増加しており、誰でもケアラーになる時代が来ているといっても過言ではありません。

一方で、核家族やひとり親の増加などにより、一世帯あたりの世帯員数は減少し続けており、ケアラーに掛かる負担は大きくなっています。特に、ヤングケアラーは将来のための大切な時間をケアに費やし、自身の生活、勉強、そして将来の仕事などに支障がでることが懸念されます。

このような背景から、埼玉県では、全国に先駆け令和2年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」を制定し、令和3年3月には条例に基づき「埼玉県ケアラー支援計画」を策定しました。計画では、「ヤングケアラー支援体制の構築・強化」を基本目標のひとつに掲げ、関係機関等と連携して支援体制の構築に取り組むこととしています。

ヤングケアラーや家族が抱える課題は、ケアの問題だけでなく、貧困や家庭環境の問題など、複合的な課題が想定されます。中には、介護保険サービスや障害福祉サービス等の公的支援制度だけでは対応しきれない場合も考えられます。

そこで埼玉県では、多様な主体が連携した支援体制づくりを目指し、市町村、教育委員会、社会福祉協議会、主任児童委員、民間支援団体等を構成員とした「埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会」を設置しました。

本協議会では市町村におけるヤングケアラーの支援体制づくりや公的サービス以外の生活支援サービスの創出・拡充を図るための検討を行ってきました。協議会の検討内容を踏まえ、多様な主体が連携・協働したヤングケアラー支援体制を市町村でつくっていただくための参考資料として、本スタートブックを作成しました。

家庭、地域、学校など、それぞれの生活場面で、日頃から子どもたちと接する支援者・機関は異なります。社会全体でヤングケアラーを支えていくための一助として、本スタートブックを活用していただけると幸いです。

目 次

はじめに	1
1 スタートブックの目的と活用方法	4
(1) 目的	4
(2) 活用方法	4
2 基本的な考え方	5
(1) ヤングケアラーとは (定義)	5
(2) 支援対象者の捉え方・支援の考え方	6
ア 「ヤングケアラー＝支援が必要な子ども」ではない という視点	6
イ 「子どもの権利を守り、中心に考える」という視点	7
ウ 「家族全体の支援」という視点	7
エ 「ヤングケアラーの状況は変化していく」という視点	8
3 支援体制づくりのポイント	9
(1) 支援の流れ	9
(2) ヤングケアラーの発見	10
ア なぜヤングケアラーは見過ごされるのか	10
イ 把握する機会及び気づききっかけ	10
ウ 市町村や支援機関への連絡・連携	14
エ 児童虐待 (疑いを含む) の場合の通告	15
(3) ヤングケアラーとの信頼関係づくり	16
ア 信頼関係はなぜ必要か	16
イ 信頼関係を築くポイント	16
(4) 市町村での「責任を持つ機関・部署」の設定	18
ア 責任を持つ機関・部署を定める必要性	18
イ 設定にあたっての考え方	18
ウ 相談窓口の明確化	18
(5) 市町村における支援の検討	22
ア 情報共有における留意点	23

ヤングケアラーの支援の考え方を知りたい方はこちら

発見・把握のポイントを知りたい方はこちら

市町村の体制づくりのポイントを知りたい方はこちら

情報共有のポイントを知りたい方はこちら

イ	支援にあたってのアセスメント	25
ウ	ケース会議及び情報共有の場	26
エ	インフォーマルサービス（地域における支援活動） について	27
オ	支援の検討と実施	27
カ	進学に向けた相談	29

4 社会資源の把握 31

(1)	公的支援制度の把握	31
(2)	インフォーマルサービス（地域における支援活動）の把握	33
(3)	市町村社会福祉協議会の役割	34

5 継続的な支援のために 36

(1)	支援の基盤づくり	36
ア	継続的な信頼関係づくり	36
イ	ケース会議や情報共有会議の定期開催	36
ウ	人材育成	37
(2)	支援団体への様々な支援	37
ア	相談支援（立上げや運営に関する相談、情報交換）	37
イ	支援団体への助成事業	38
ウ	企業の社会貢献活動（啓発、場所提供等）	39

企業の取組を知りたい方はこちら

6 支援事例 42

事例①	認知症の家族をケアする小学生への支援	42
事例②	精神疾患のある親をケアする中学生への進学支援	44
事例③	3人のきょうだいをケアする高校生への支援	46
事例④	複合的課題がある世帯の中学生への支援	48

7 参考資料 50

(1)	主な支援制度・サービスの一覧	50
(2)	地域における主な支援活動	55
(3)	アセスメントシート（例）	61
(4)	埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会委員名簿	69

支援制度・サービスを知りたい方はこちら

地域の様々な活動を知りたい方はこちら

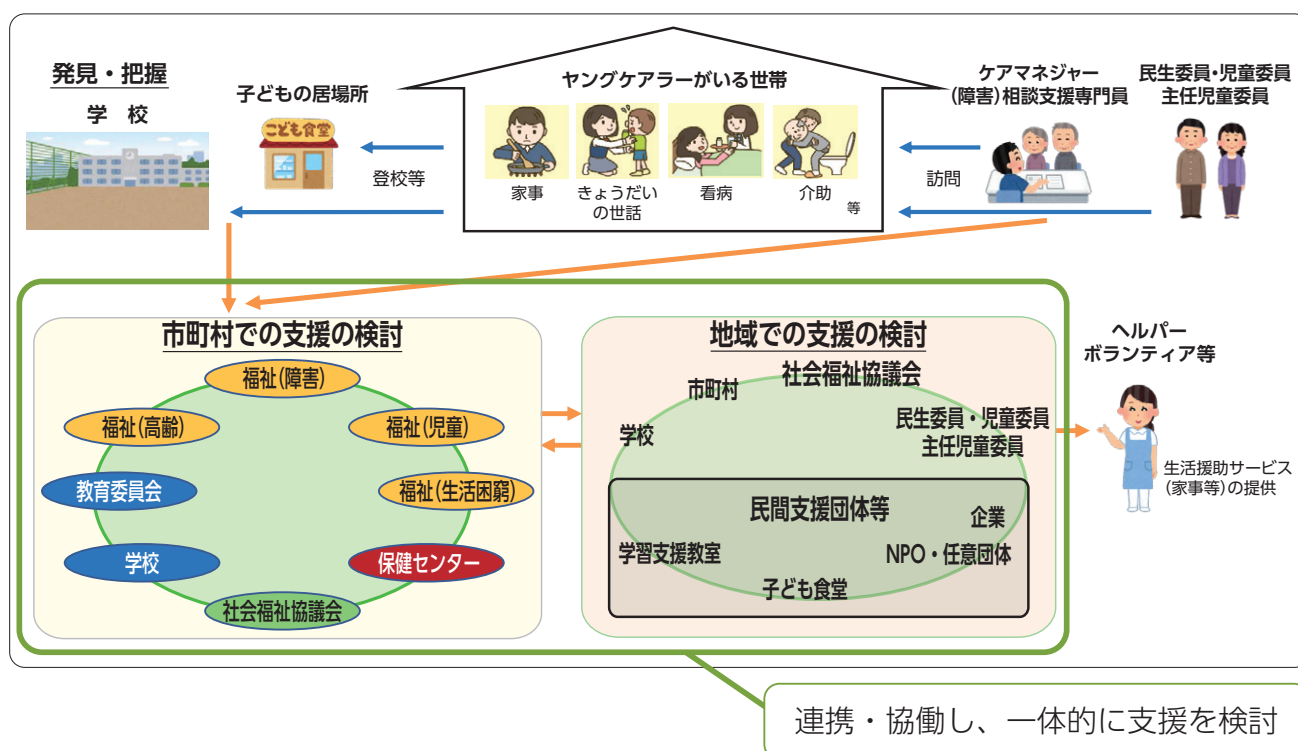
おわりに 70

1 スタートブックの目的と活用方法

(1) 目的

- 本スタートブックは、ヤングケアラーの定義や捉え方、支援の流れやポイントを示し、支援に関わる多様な主体※が共通の認識を持つことで、各市町村及び市町村の各地域におけるヤングケアラーの支援体制づくりを推進することを目的としています。

【各市町村及び各地域の支援体制イメージ】



- ヤングケアラーに寄り添い、きめこまやかな支援を実施できるよう、「公的支援」と「地域での支援」の連携・協働を図ります。

(2) 活用方法

- 支援に関わるすべての方たちが、実際の支援にあたって参考にするとともに、市町村の支援体制構築や関係機関・団体等の連携の参考としていただくことを期待しています。

※支援に関わる多様な主体（例）

市町村職員、学校・教育関係者、市町村社会福祉協議会職員、福祉専門職（高齢、障害、児童、生活困窮等）、医療関係従事者、主任児童委員、民生委員・児童委員、子どもの居場所等の運営者・協力者、地域活動者、ボランティア活動者、企業等

2 基本的な考え方

(1) ヤングケアラーとは (定義)

- 埼玉県ケアラー支援条例（令和2年3月31日公布、施行）における定義

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者（ケアラー）のうち、18歳未満の者。

- なお、成長とともに、ケアの負担や責任がより重くなることもあり、18歳以上の若者においても、大学進学や就職など、将来への不安や悩みを抱える方も多くいます。そのため、前述の定義に限らず、年齢によって支援が途切れることがないよう、継続した関わりが必要です。

【具体的なヤングケアラーの例】



病気や障害がある
家族に代わり、家事を
している



家族に代わり、幼い
きょうだいの世話をし
ている



病気や障害のある
きょうだいの世話や
見守りをしている



目が離せない家族の
見守りや声かけなどの
気づかいをしている



病気や障害のある
家族の身の回りの
世話をしている



心が不安定な家族
の話を聞いている



がん・難病など慢性的な
病気の家族の看病をし
ている



家計のために働いて、病
気や障害のある家族を
助けている



日本語が話せない家族
や障害のある家族のた
めに通訳している



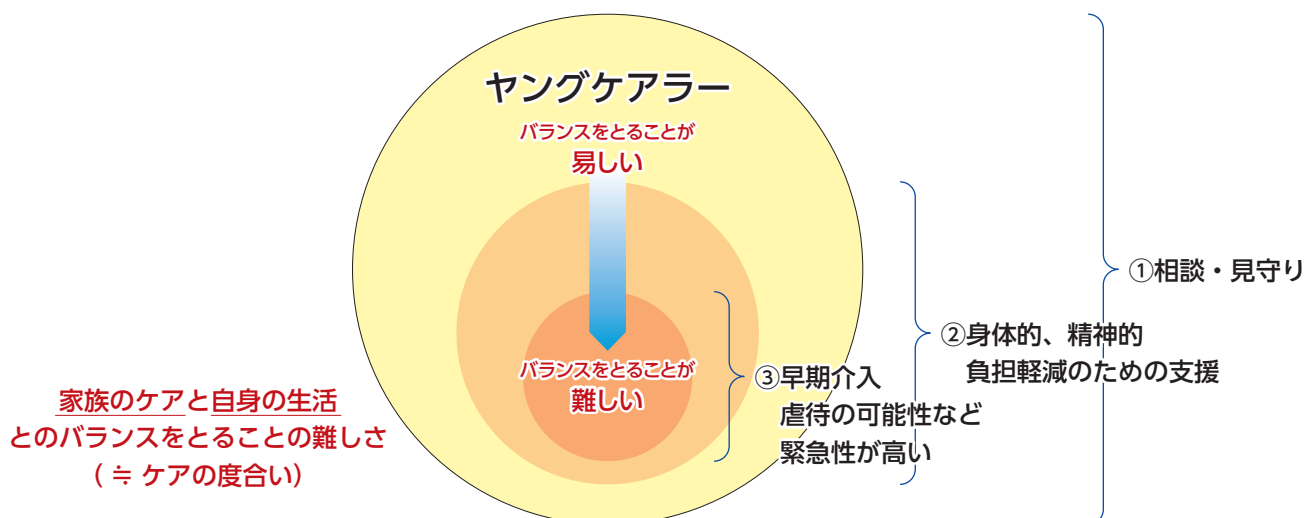
病気や障害のある家族
の入浴やトイレの介助を
している

(2) 支援対象者の捉え方・支援の考え方

ア 「ヤングケアラー＝支援が必要な子ども」ではないという視点

- ヤングケアラーが置かれている状況は様々ですが、本来大人が担うべき責任の重いケアや長時間・継続的なケアなど、子どもの年齢や成長の度合いを超えた過度の負担を背負っている可能性があります。
- その結果、部活動や友人との交流、そして、進学や就職を制限してしまうなど、子どもの将来に大きな影響を及ぼすことが考えられます。
- 家族をケアする、家族がお互いを支え合うというのはよく見られることです。家族をケアすることが問題なのではなく、子ども自身の生活に影響を与えるほどの負担を背負わせることに問題があります。
- しかしながら、ケアの内容がその子にとって「おてつだい」なのか「重い負担」なのかどうかについては、その子の能力や置かれている家庭環境によって様々であるため、一律に線引きはできません。
- そのため、「ヤングケアラー＝支援が必要な子ども」と捉えるのではなく、「**家族のケアで悩みを抱えている子ども＝支援が必要な子ども**」と捉える必要があります。
- ただし、日常生活や将来に影響を与えるほどの重いケアを担っているにもかかわらず、子ども自身が悩みを表出しないこともあるため、状況によっては介入が必要な場合もあります。
- 家族のケアと子ども自身の生活とのバランスをとることの難しさの度合いにより、支援の考え方は異なります（下図参照）。そのため、子どもたちの話や想いをしっかり聴けるよう、信頼関係の構築が重要になります。

ヤングケアラー支援の考え方



イ 「子どもの権利を守り、中心に考える」という視点

- 子ども自身の生活を犠牲にしてしまうことがないように、子どもの権利を守り、子どもの生活を中心に考える視点が必要となります。
- 子どもの権利条約では、大人と同様に一人の人間としての権利とともに、成長過程で特別な保護や配慮が必要な子どもとして、様々な権利を定めています。
- 子どもの能力を十分に伸ばし成長できるように、学び（発達）の場を確保すること、そして、ケアを続けながらも、やりたいことやライフチャンスが得られるように、支援体制を構築する必要があります。

【「子どもの権利条約」 4つの原則】

① 生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

② 子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③ 子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

④ 差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会)

ウ 「家族全体の支援」という視点

- ヤングケアラーの背景には家族が抱えた複雑な問題が存在しています。ケアの対象者は高齢者だけでなく、疾病を患う親や障害を持ったきょうだいなど様々で、その他にも経済的な困窮など家族が抱える問題は一樣ではありません。
- ヤングケアラーが抱える問題を解消するためには、**ヤングケアラー本人だけでなく、その家族も含めて支援していく**必要があるという点を忘れてはいけません。家族が抱える様々な問題に対し、多機関・多職種が関わり、連携していく必要があります。

エ 「ヤングケアラーの状況は変化していく」という視点

- ケア対象者の状況や、ヤングケアラーが置かれている状況は変化します。例えば、認知症などケア対象者の病気の進行や、ヤングケアラー自身の進学や就職といったライフステージの変化などがあります。
- 把握した時点では支援が必要でなかったとしても、こうした変化により新たに支援が必要となる場合があります。
- そのため、**状況が変化することを前提に、継続してヤングケアラー及びその家族の状況を把握し**、意思を尊重しながら、伴走して支援を行っていく必要があります。

コラム 子どもたちのところに寄り添うために大切なこと

立教大学コミュニティ福祉学部 助教 田中 悠美子 氏
埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 議長

そもそも日本には、「介護は家族でなんとかしなければならない」という認識があるため、家庭内の困りごとを気軽に他者に話すことが難しい状況です。さらに、多くのヤングケアラーは、家族のケアは当たり前として受け入れ、ケアをしている自覚がありません。周囲の人たちが、ケアしている子どもたちを「家族のためにえらい子」と評価をしてしまうと、負担や困りごとを抱えているのかどうか確かめることができません。見ようとする意識がないと見過ごしてしまうのです。子どもがどのような気持ちで過ごしているのか、子どもが希望することをしっかりと聞くことが大切です。

一方、ヤングケアラーは、ケアの経験から多くのことを学び、家族との深い連帯性、情緒豊かな人格形成、社会スキルを身に着けることができる良い面もあると思います。ケアによる生活や学業への影響など、マイナスな面に注目しがちですが、このようなプラスの面も周囲が認めていくことが大切です。

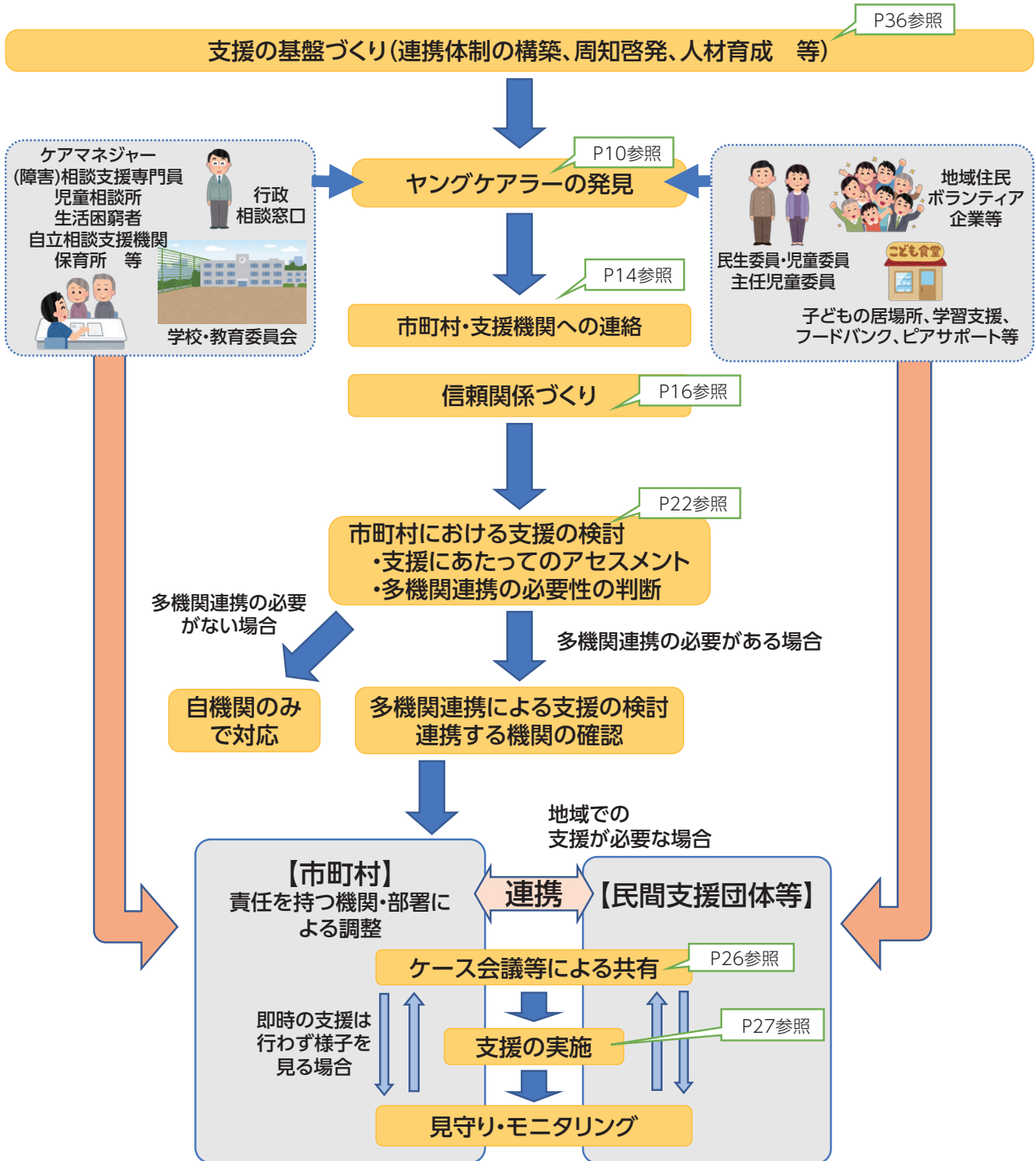
ヤングケアラーを支えていくために必要な3つの視点があります。まず、「子どもの権利を守る」視点を持ち、教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利、意見を表す権利など、権利が奪われている場合は、改善をしていく対応が求められます。2つ目に、「子どものウェルビーイング」の視点で、子どもの幸せ、心身の健やかな成長や発達、そして、自立が図られるように、子どもたちを支えていくことも大切です。3つ目に、「家族全体を見る」視点をもって接していくことが重要です。子どもに影響が生じている状況は、大人自身に時間や心の余裕がなく、困っている場合があるため、ケアを必要とする人、大人のケアラー、そして子どもと一体的に支援していくことが求められます。

3 支援体制づくりのポイント

(1) 支援の流れ

●発見から支援の実施までの大まかな流れは下記のとおりです。

ヤングケアラー支援の流れ



※厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
 「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル 図表7」を参照して作成

(2) ヤングケアラーの発見

- ヤングケアラーは、家庭内の問題であることから表面化しにくく、発見の難しさがあります。いかにしてヤングケアラーの存在に気づくかが肝要です。

ア なぜヤングケアラーは見過ごされるのか

- ヤングケアラーは下記の理由から見過ごされやすいという状況があります。

【ヤングケアラーが見過ごされる主な理由】

ヤングケアラーは、

- 家族のことは家族でしないといけないと思っている。
- 生活習慣（当たり前）となっており、子ども自身がケア負担に気づきにくい。
- 自分の役割だと思っている。
- 障害や病気の家族のことを隠している（恥ずかしい。家族のことを悪く言われるのが嫌だ）。
- 相談できることを知らない。身近に相談する人（大人）がいない。

大人（支援者）は、

- 子どもがケアをしていると思っていない。
- 大人ケアラーの影に隠れて見えない。
- 子どもを、介護力とみなしている。

- そのため、「**ヤングケアラーがいるかもしれない**」と常に意識して活動していく必要があります。

イ 把握する機会及び気づききっかけ

- ヤングケアラーの発見にあたって、子どもたちと毎日関わりを持つ学校や、定期的にケア対象者の支援で関わる機関の役割は重要です。ここでは各支援機関において把握する機会や気づききっかけなどを例示します。

学校・教育関係者

- 学校は、子どもたちが毎日通う公的機関であり、子どもの変化に気づき、見守ることができる重要な機関です。
- 子どもや保護者が、ヤングケアラーだと気づいていないこともあります。子どもや保護者に対し、ヤングケアラーの理解を促し、困った時（悩みがある時）に、相談しやすい環境を整備することが大切です。そのためには、子どもたち自身が将来を考え、困った時には助けを求めることができるような教育の視点が求められます。

- また、相談の相手は、担任だけでなく、管理職、学年の教員、部活動担当、養護教諭、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカーなど、児童生徒が相談しやすい相手を選び、相談できるようにすることも大切です。
- 加えて、課題を抱える児童生徒がヤングケアラーかもしれないとの視点をもとに、児童生徒や保護者と面談をするなど、ヤングケアラー及びその家族の状況を把握する機会を組織的に持つための工夫が必要です。

【相談しやすい環境の整備の例】

■ 教職員の理解の促進

例：研修の実施（ヤングケアラーの理解、相談しやすい環境づくり（傾聴等）、発見後の対応方針の明確化、社会資源の理解等）

■ 児童生徒の理解の促進

例：社会科における基本的人権に係る学習、家庭科における家庭生活に係る学習などで、ヤングケアラー理解の視点を加える

総合的な学習の時間など福祉教育に係る学習で、福祉を学び、困った時には助けを求めること（援助要請）の必要性について、意識醸成を図る。

学校の掲示板、日常生活における指導及び子どもの実態に応じた個別指導での啓発

■ 保護者の理解の促進

例：お便り、ホームページ等による啓発

【把握する機会の例】

■ 日常的なコミュニケーションによる情報収集

■ 進路指導（個人面談）や三者面談など各種面談、保護者会

■ 保健室への来室時における、心の状態（悩みや困りごと）の把握

■ 学校生活の各種アンケート（いじめの早期発見、未然防止の取組）の活用

■ スクールソーシャルワーカーなどによる家庭訪問

【気づくきっかけの例】

〔出欠の状況〕（本人の健康上の理由以外で）

- 欠席が多い。不登校である。
- 遅刻や早退が多い。
- 保健室で過ごしていることが多い。
- 修学旅行、部活の合宿等に参加しない。

〔授業、提出物の状況〕

- 授業中の居眠りが多い。
- しっかりしているが、宿題や忘れ物が多い（多くなってきた）。
- 成績が急に落ちてきた。
- 家庭からの提出物が滞る（滞るようになってきた）。
- 生活ノート、日記等にケアをしていることが書かれている。

〔表情・態度・身だしなみ・体調〕

- 表情が暗い。疲れている様子。言動が荒くなる。
- 無口になったり、急にテンションが高くなったりするなど情緒が不安定。
- しっかりしすぎている。周囲の人に気を遣いすぎる。
- 服装、髪型が乱れている。
- 体調が悪そう。手荒れがひどい。

〔食事〕

- 朝ご飯を食べていない。
- 給食を、たくさん食べる。
- ほとんど食べずに残す（食欲がない）。

〔家族の状況〕

- 保護者が授業参観や保護者面談に来ない。
- 保護者からの提出物の提出がない。
- 健康診断の結果を出しても、必要な対応しない。
- 幼いきょうだいの送迎をしていることがある。

- ヤングケアラーを発見した場合、ケアをしている状況を理解した上で、安心して学校生活を送れるような配慮、対応が求められます。
- また、子どもの家庭状況などを把握し、関係者と情報を共有する際には、アセスメントシート（P25、P61参照）を活用することも有効です。

【発見後の対応の例】

- 遅刻、欠席、居眠り、提出物の遅れについては、事情を丁寧に聞き、柔軟に対応する（個別の学習支援、提出期限の延長等）。
- 忘れ物については、学校で用意できるものは学校で用意する（貸出等に対応する）。
- 学校の管理職、教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談室相談員間で情報を共有して、校内で共通した配慮、対応が行えるようにする。
- 必要に応じて教育委員会に相談し、関係機関との連携を検討する。

- 相談を受けた際に、福祉分野の支援にスムーズにつながることができるよう、日頃から、市町村の福祉担当職員と関係づくりを行うとともに、社会資源（公的支援制度やインフォーマルサービス）を把握しておく（P31, P50, P55参照）。

市町村、福祉・保健・医療の専門職

- ケアプランの作成、訪問サービスの提供、相談支援等で、すでにケア対象者と関わっている機関の役割は重要です。
- ケア対象者だけでなく、子どものケア状況や心の状態を把握する視点が必要です。
- 子どもと接する時間を確保するため、訪問時刻を学校がない時間帯に設定するなどの工夫も有効です。
- また、ケア対象者の友人や周辺住民が、世帯の状況を心配し、関わっている機関の専門職に連絡をする場合もあります。第三者である住民の相談・連絡も、気づききっかけにある場合がありますので、まずは話を聞くことが大切です。

【把握する機会の例】

- （ケア対象者の）ケアプランの作成などで家庭訪問をする時
- 訪問サービスの提供時
- 相談への対応時

【気づききっかけの例】

- 子どもが家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある。
- 子どもが日常の家事をしている姿を見かけることがある。
- 通院時に家族の付き添いをしている姿を見かけることがある。
- 相談時に常に子どもがそばに付き添っている。
- 子どもの身なりが整っていない。
- 部屋が片付いていない。
- 本来なら学校にいる時間に家にいる。

- ヤングケアラーを発見した場合、ヤングケアラーが抱える悩みや意向を確認し（P16参照）、安心した生活が送れるよう、対応が求められます。
- 自機関だけでは対応できない場合は、他の関係機関、学校、地域における支援活動との連携・協働により支援することになります。連携がスムーズに行えるよう、日頃から関係づくりを行うとともに、社会資源（公的支援制度やインフォーマルサービス）を把握しておく必要があります（P31, P50参照）。

地域活動者、地域住民

- 子どもが集う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ、公民館等）や地域での見守り、子どもの居場所等では、学校以外で子どもと定期的に出会う（見かける）機会があります。本人の表情・行動などから、日頃と異なる変化に気づくこと、そして、いつでも話しやすい場にするのが大切です。

【気づききっかけの例】

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある。
- 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある。
- 毎日のようにスーパーで買い物をしている。
- 毎日のように洗濯物を干している。
- 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している。
- 子どもがゴミ出しの分別ができずに出している。
- 子どもが親の通訳をしている。
- 生活のために（家庭の事情により）、子どもがアルバイトをしている。
- 身なりが整っていない。虫歯が多い。
- 子ども同士よりも大人と話が合う。何か様子が気になる。

- ヤングケアラーへの支援が必要な場合に、関係機関にスムーズにつなぎ、連携ができるよう、市町村の相談窓口を把握しておくとともに、関係機関、学校、社会福祉協議会等と日頃から関係づくりを行う必要があります。

ウ 市町村や支援機関への連絡・連携

- ヤングケアラー及びその家族がつらい状況にあるなど、支援が必要と考えられる場合は、本人に意向を確認した上で、市町村の相談窓口や支援機関に相談してください。
- なお、たとえ、現時点で支援の必要がなかったとしても、その後の状況変化によって支援が必要になる可能性があることに留意が必要です（P8参照）。

発見者	連絡先
学校・教育関係者	学校だけでは対応できない場合（他の関係機関との連携が必要な場合） ① 市町村教育委員会に相談 ② 市町村教育委員会を通じて市町村の相談窓口（P18参照）に相談 又は 悩みの内容に応じた相談窓口（P50参照）に相談
市町村 福祉・保健・医療 の専門職	自機関だけでは対応できない場合（他の関係機関との連携が必要な場合） ① 各分野（高齢・障害・児童・生活困窮等）の市町村の所管課に相談 ② 市町村の相談窓口（P18参照）に相談 又は 悩みの内容に応じた相談窓口（P50参照）に相談
地域活動者 地域住民	① ヤングケアラー及びその家族に、悩みの内容に応じた相談窓口（P50参照）があることを伝達 ② 本人が自ら相談に行けない場合は、一緒に付き添って相談窓口（P50参照）に相談 又は、本人の意向を確認した上で、本人に代わって相談窓口（P50参照）に相談

エ 児童虐待（疑いを含む）の場合の通告

- 児童虐待が疑われるヤングケアラーを発見した際は、**ためらわず管轄の児童相談所や各市町村の虐待通報窓口（P18参照）に連絡（P18参照）**してください。

【児童虐待の状況】

- 虐待の種類は以下の4タイプに分類されますが、複合して起きることが多いと言われています。

<p>身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殴る、蹴る、叩く ・激しく揺さぶる <p>等</p>	<p>性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的行為を強要する ・性的行為を見せる ・性的な写真の被写体にする <p>等</p>
<p>ネグレクト（育児放棄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院につれていかない ・食事を与えない ・ひどく不潔にする ・置き去りにする <p>等</p>	<p>心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「産むんじゃなかった」など言葉の暴力 ・きょうだい間の差別 ・無視する ・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV） <p>等</p>

【児童虐待の通告・連絡先】

- 少しでも虐待かと感じたら、ためらわず以下に連絡してください。

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル：189（いちはやく）
- ・埼玉県虐待通報ダイヤル：#7171（シャープないない）
- ・市町村児童福祉担当課

(3) ヤングケアラーとの信頼関係づくり

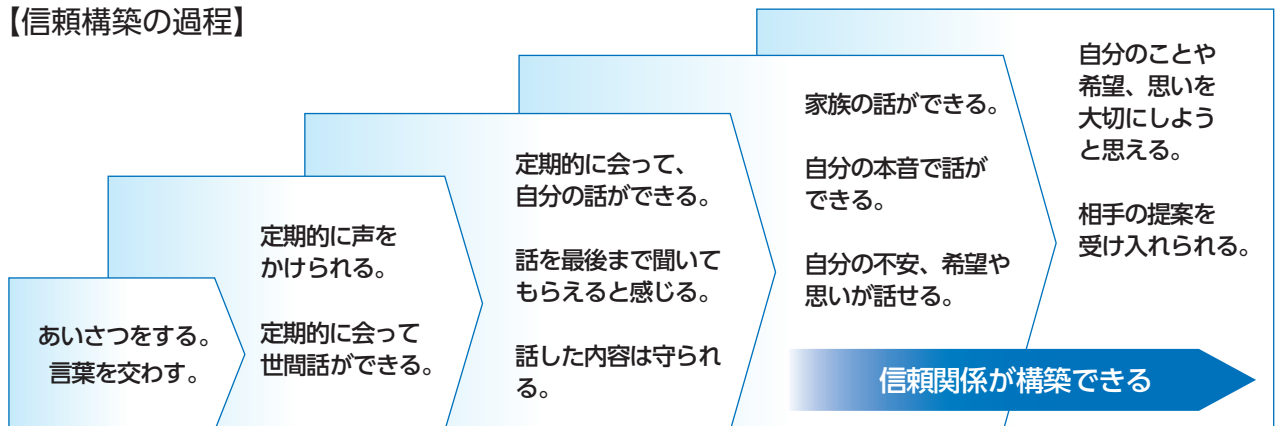
ア 信頼関係はなぜ必要か

- P10「ヤングケアラーが見過ごされる主な理由」のとおり、子どもはヤングケアラーであることを隠すことがあったり、相談することを知らなかったりするかもしれません。また、そもそもケアをしていると思っていない可能性もあります。
- そうした中で、ヤングケアラーが抱える悩みや、今後どうしていきたいのかという意思を聴くためには、ヤングケアラーに関わる支援機関が彼らと信頼関係を構築し、自ら悩みを安心して話せるような「信頼できる大人」になることが必要です。
- また、ヤングケアラーの支援は家族全体の支援が必要であることから、その家族との信頼関係も欠かせません。
- この「**信頼できる大人**」をキーマンに、**様々な支援につないでいく**こととなります。
- 「**信頼できる大人**」は多ければ多いほどよく、**支援機関に限らず、親戚や近隣の方も含め、様々な方がなりえるものです。**

イ 信頼関係を築くポイント

- ヤングケアラーとの信頼関係は、すぐに築ける訳ではありません。関わり続ける過程の中で関係が構築されます。

【信頼構築の過程】



元ヤングケアラーの声

中学生当時、難病の母のケアに、複数の医療、介護の関係者が入っていました。大人はみんな母に声をかけるばかりで、自分の目の前を通過していただけでした。

そんな中で、往診の医師だけは来るたびに「勉強どう?」「体調は?」などと自分に声をかけてくれました。今でもその景色を鮮明に覚えているくらい、うれしかった記憶があります。



元ヤングケアラーの声

ヤングケアラーに、なんて声をかければいいのかとよく聞かれます。私は、人それぞれでよいと答えます。大事なのは信頼できる大人から声がかかることです。

では、子どもにとって信頼できる大人はどんな存在か。それは定期的に会って、話してくれる人だと思います。

【信頼関係の構築に向けたヒント】

- 定期的に会って、何気ない会話を重ねる。
- ヤングケアラーのケアに対する想いは多様と認識する。
- ヤングケアラーが担っている役割やケアを否定しない。
- 大人側の価値観で褒めない。押し付けない。
- 知られたくないと考えている場合は、本人の気持ちをくみ取る。
- 時間をとって、じっくり話を聴く。根気強く話を聴く。
- を挟まず、最後まで話を聴く。
- 知り得たことは他の人に（家族にも）話さない。話す時は本人に確認する。
- 信頼関係ができるまでは、すぐにアドバイスをしない。
(アドバイスが、本人にとっては「注意」と捉えられる可能性がある)
- いつでも、どんなことでも相談してよいと伝え続ける。
(これからも、継続して理解者・支援者であることを伝える)

ヤングケアラー支援推進協議会委員の意見

(彩の国子ども・若者支援ネットワーク 代表 土屋 匠宇三 氏)

※県内の自治体から生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業を受託

- その子自身が本来ケアされるべきなのにケアされていないことが、一番の問題です。親からケアされていない中で、気が付かないうちに自分自身を大切にすることができなくなっています。将来のことを考えるのが難しく、今目の前にいる親のことや、家事を回すことを考えなければなりません。そしてそのことを人に話せないのです。
- なぜ、話せないかという、「言ってもこの状況は変わらない」、「言っても分かってもらえない」と思っているからです。伝える語彙力がないこともあります。
- 私たちの学習支援では、家庭訪問を行っています。家の中に入ることによって、子どもは「自分のためにわざわざ来てくれた」と感じます。今まで大人から大切にされた経験がない、大切にされていない訳ではないが、ケアが足りていない状況の中で、自分のためにわざわざ時間をつくって来てくれたという、そんな大人を発見できたことが、すごく大事なことだと思います。
- 学習支援を通じて、知らないことを教えてくれる存在、自分の可能性を広げてくれる大人の関わりが必要です。

(4) 市町村での「責任を持つ機関・部署」の設定

ア 責任を持つ機関・部署を定める必要性

- ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。そのため、各市町村において、制度や分野が異なる各課・関係機関や地域関係者の情報を集約し、組織横断的に連携して支援できるよう**総合的にコーディネートする機関・部署（以下、主管課という）を明確に定める**必要があります。

イ 設定にあたっての考え方

- 各市町村で、庁内にて合意形成を図り、設定します。設定にあたっては、**情報共有のための既存の会議体や制度等を活用する**ことも有効です。

【既存の会議体の例】

- 社会福祉法に基づく支援会議
- 児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会
- 生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

ウ 相談窓口の明確化

- 市町村で相談窓口の看板を掲げることで、ヤングケアラー及びその家族、関係機関からの相談（情報）を集約することができます。
- そのため、ヤングケアラー及びその家族がどこに相談したらよいか分かりやすくするため、専用の相談窓口を設置したり、既存の窓口でもヤングケアラーの相談を受けることを明確にしたりすることが必要です。
- なお、必ずしも主管課のみを相談窓口とする必要はありません。どの機関や部署が相談窓口となり、連携していくかを庁内で共有しておくことが重要です。

【相談窓口の設置事例】

- ヤングケアラー（専用）相談窓口
 - ・ こども・若者ケアラー相談・支援窓口（兵庫県神戸市）
- 既存の相談窓口
 - ・ 子ども家庭総合支援拠点（さいたま市各区役所支援課児童福祉係内）
 - ・ こども支援課児童相談担当（入間市）
 - ・ 子どもの総合相談窓口（富士見市子ども未来応援センター）
 - ・ 各市町村の児童福祉担当課
 - ・ 各教育委員会の教育相談室等

- ・各学校の相談窓口・スクールソーシャルワーカー
- ・各市町村の総合相談窓口

<参考：相談窓口の案内チラシ（さいたま市）>

悩みごとの内容に応じて

- ・高齢者のケアに関すること
- ・障害児者のケアに関すること
- ・こころの健康（メンタルヘルス）に関すること

主に18歳未満の方が利用できる電話相談、SNS相談

さいたま市相談窓口のご案内

悩みごとの内容に応じて

悩みごとの内容	相談窓口	電話・FAX	受付時間
高齢者のケアに関すること	各区役所 高齢介護課 福祉包括支援センター	区役所一覧参照 お住まいの地域のセンターに直接ご相談ください。	平日 8:30～17:15
障害児者のケアに関すること	各区役所 支援課(障害福祉課) 障害児生活支援センター	区役所一覧参照 お住まいの地域のセンターに直接ご相談ください。	平日 8:30～17:15
こころの健康(メンタルヘルス)に関すること	精神保健課(相談・支援課1課、相談2課)	TEL 048-840-2233(課1) TEL 048-840-2234(課2)	平日 9:00～17:00
	各区役所 保健センター	区役所一覧参照	平日 8:30～17:15

主に18歳未満の方が利用できる電話相談、SNS相談

区分	主な対象者等	電話・FAX	受付時間等
電話	なんでも子ども相談窓口 子ども家庭総合センター （さいたま市）	TEL 048-762-7757 FAX 048-711-8904	月～木・金 10:30～18:30 土・日・祝日 9:00～16:30 ※夜間緊急相談あり。 ※来庁相談も可能です。
	なんでも若者相談窓口 子ども家庭総合センター （さいたま市）	TEL 048-829-7064	月～木・金 9:00～20:00 土・日・祝日 9:00～20:00 ※夜間緊急相談あり。 ※来庁相談も可能です。
	さいたま市24時間子ども の窓口	TEL 0120-0-78310 03(無料)7-7979	24時間365日受付
SNS相談	さいたま市24時間子ども の窓口	TEL 048-711-5479 FAX 048-711-5872	学校から届付けされる2次応対窓口と連携し、LINE相談受付プログラムの運用が実施。
	親子の不安や親子関係などの悩み、 家族からの虐待に関する悩みを抱えている方	-	月～金 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00 ※夜間緊急相談あり。

相談先が分からない場合、ヤングケアラーを把握した場合等

悩みごとの内容	相談窓口	電話・FAX	受付時間
相談先が分からない、複数の窓口にあたりながら相談できない、経済的な問題に関する相談をしたい	各区役所 福祉まちごと相談窓口 （福祉課内）	区役所一覧参照	平日 9:00～17:00 （即日相談は18:30まで）
子どもが不登校に悩んでいる、（特に）話を聞いてほしい、どこに聞いたらいいかわからない、家で過ごすことが苦しい、ヤングケアラーとわかるかもしれない、連絡先がほしい、等。	各区役所 子ども家庭総合支援拠点 （保健課内）	区役所一覧参照	平日 8:30～17:15

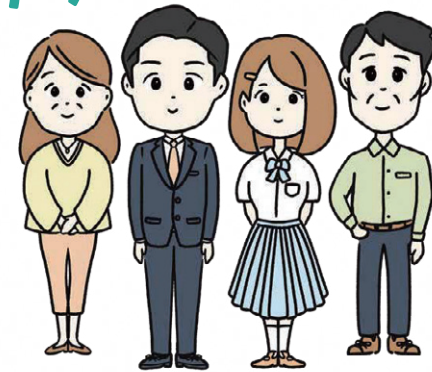
※相談窓口の受付料等は令和4年9月1日時点のものですが、変更となる場合がございますのでご注意ください。

区役所一覧	TEL	FAX	TEL	FAX	TEL	FAX
西 区	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762
東 区	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762
南 区	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762
北 区	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762
大宮区	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762
奥羽区	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762
中央区	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762	048-205-2556	048-420-2762

相談先が分からない場合
ヤングケアラーを把握した場合等

- ・相談先がわからない、複数の窓口にあたりながら、経済的な問題
- ・子どもやその家庭に関する相談

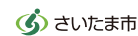
知っていますか？
ケアラー・ヤングケアラー



「ケアラー／ヤングケアラーって何？」

「ケアラー」とは、高齢、障害、病気などの理由で援助を必要としている家族や身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などを行う人のこと。特に18歳未満のケアラーのことを「ヤングケアラー」という。

さいたま市は、令和4年7月1日に政令指定都市で初となる「さいたま市ケアラー支援条例」を施行しました。
ケアラー・ヤングケアラーへの支援を推進し、自分らしく健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。



<参考：ヤングケアラー・コーディネーターの配置>

- 厚生労働省が実施する「ヤングケアラー支援体制強化事業」を活用し、関係機関・団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として「ヤングケアラー・コーディネーター」を新たに配置することも有効です。

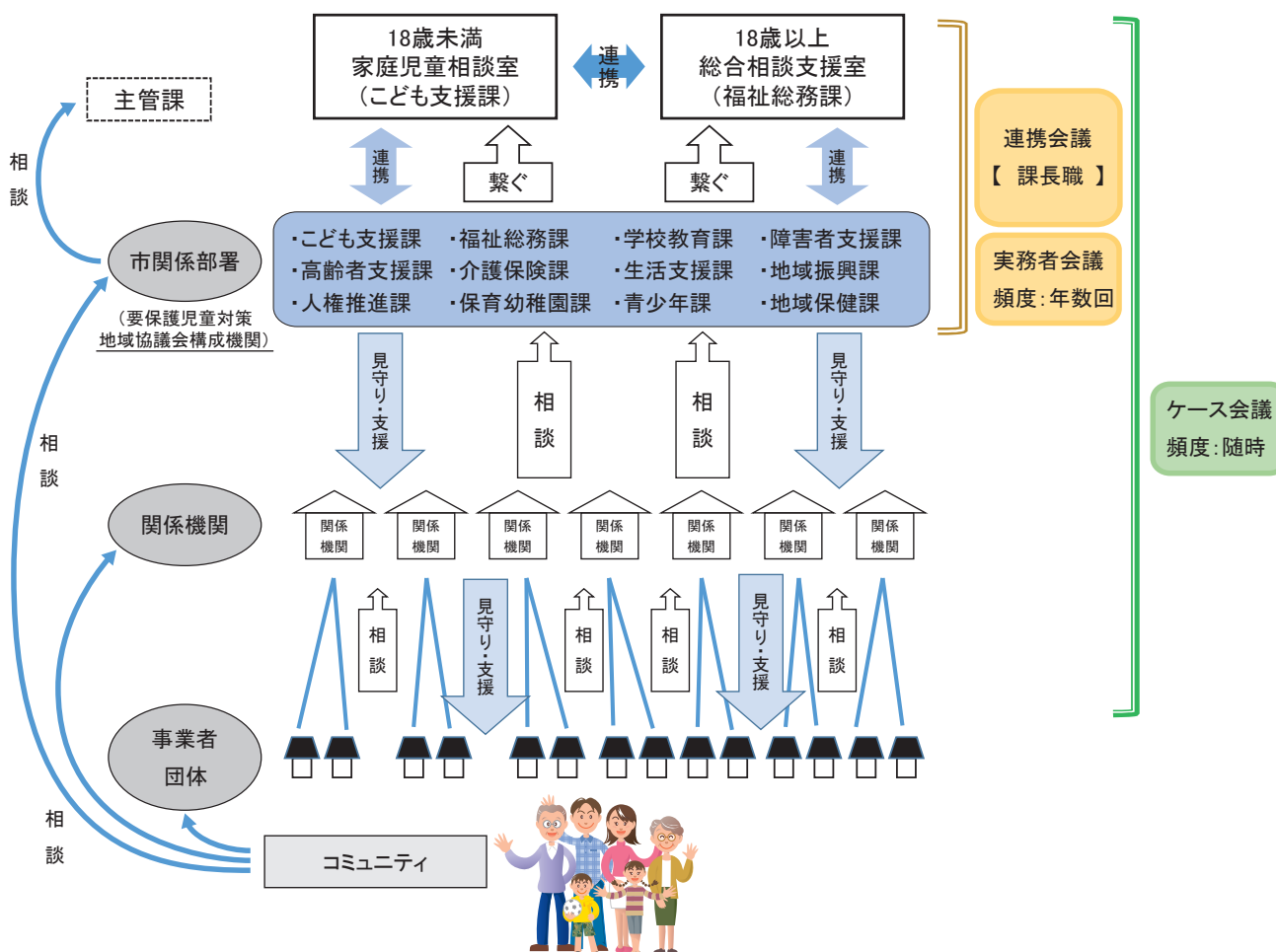
【参照：厚生労働省子ども家庭局長通知（令和4年3月31日付子発0331第18号）ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について】

【市町村におけるヤングケアラー支援の主管課の例】

取組事例：ヤングケアラー支援担当を設定（入間市）

- 主管課：こども支援課
- 各種会議の開催（「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（厚生労働省）」に規定される会議）
 - ・ 市関係課連携会議：課長職の情報共有。必要に応じて開催。
 - ・ 市関係課実務者会議：実務者によるヤングケアラー支援の方針について話し合い、困難ケースの事例検討会を実施。年に数回程度必要に応じて開催。
 - ・ ケース会議：関係機関・支援者等による個別のケース会議。随時開催。
 - ・ 受理会議：こども支援課の担当者によるケース会議。週1回開催（必要に応じて開催）。
- 市独自のヤングケアラー支援マニュアルを作成し、庁内各課、関係機関、学校に配布。各学校、各相談事業所を訪問し、顔の見える関係づくりを実施。各支援機関等の会議や研修時には適宜参加し、早期発見・情報提供を求めている。また、子どもへの実態調査時には、まずは動画視聴し、アンケートを回答するようにした。

<参考：庁内連携の仕組み（入間市）>



取組事例：重層的支援体制整備事業を活用（鳩山町）

- 主管課：長寿福祉課（鳩山町社会福祉協議会に多機関協働事業等を委託）
- 各種会議の開催
 - ・ 重層的支援会議：全体会と個別ケース会議（本人同意がある場合）を実施。
 - ・ 全体会では地域資源の把握、創設を実施。個別ケース会議ではプラン等の作成、多機関の情報共有を実施。
 - ・ 支援会議（社会福祉法第106条の6）：庁内外の関係機関との個別ケース会議を実施（本人同意不要）。
- 庁舎全体で相談を受け止める体制を整備。相談の内容が他課の相談であっても、一旦受け止め、その後、適切な担当課・支援機関につなぐこととしている。話を聞く前に担当課にまわすことはせず、話を受け止めてつなぐことで信頼感が得られる。

取組事例：子ども家庭総合支援拠点を活用（さいたま市）

- 主管課：子ども家庭支援課
- 支援体制
 - ・ ヤングケアラー支援においては、ヤングケアラーを含む世帯全体の事案と捉えて、関係する機関すべてが協力して対応する。その中で、子どもへの支援が必要となる事案では、各区役所健康福祉部支援課児童福祉係内に設置している「子ども家庭総合支援拠点（以下、支援拠点）」が主体的に対応する。
 - ・ 支援拠点では、子どもやその家庭に関することについて、あらゆる相談を受け付けることとしており、ヤングケアラーに関する相談も受け付ける。
 - ・ 毎週、ケースカンファレンスを開催し、受け付けたすべての相談について、支援方針を決定する。また、複数の機関が協力して支援を行う必要がある場合、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関による連携を図る。
 - ・ ヤングケアラー自身の負担軽減や余暇時間の確保が必要と判断した場合、「ヤングケアラー訪問支援事業（ヤングケアラーのいる家庭に支援員を派遣し、悩みの傾聴、家事、家族の介護、きょうだいの世話等を行う事業）」を案内し、支援を行う。
 - ・ 教育委員会との連携については、子ども家庭支援課（各区役所の支援拠点の取りまとめを担う部署）と教育委員会の担当部署を同じフロアに設置することで、日頃から学校・教育部門とのスムーズな連携を図っている。

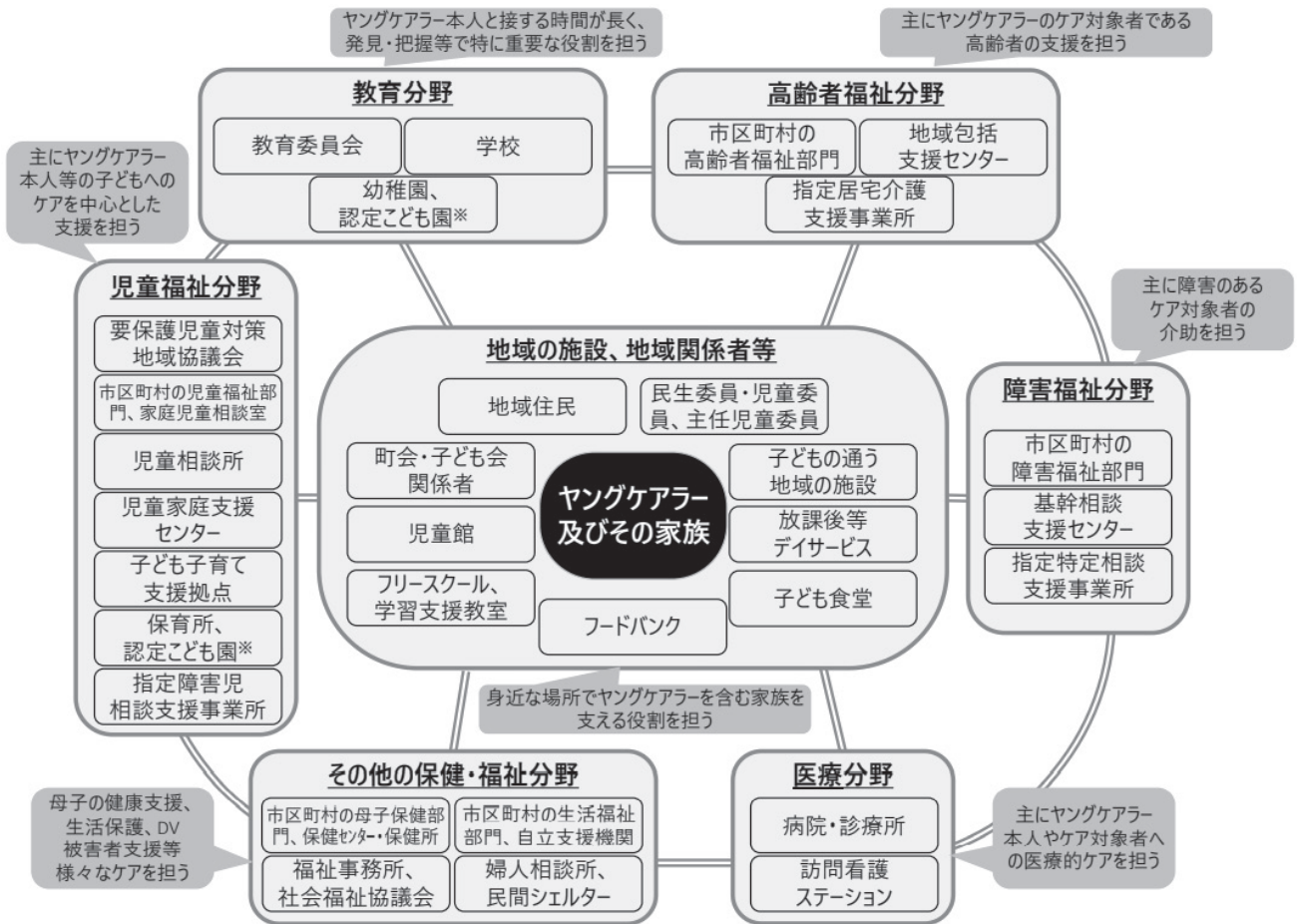
コラム：「総合相談窓口」「複合課題を調整するチーム」の活用

- 「総合相談窓口」を設置する市町村においては、既存の相談支援体制を活用し、ヤングケアラー支援に向けた多機関連携を進めることが効果的です。
- 埼玉県では、第5期地域福祉支援計画において、「市町村総合相談支援体制づくり」を提案し、取り組んでいます。
 - 1 「ワンストップ型総合相談窓口」「複合課題を調整するチーム」の活用
 - ・ 住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において、制度や分野の縦割りを超えた総合的な相談支援体制を構築できるよう、「市町村総合相談支援体制構築事業」を実施し、「ワンストップ型総合相談窓口」や「複合課題を調整するチーム」の設置を進めています。
 - 2 重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」の活用
 - ・ 厚生労働省では、市町村の既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を令和3年4月に創設しました。事業メニューとして「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」等があります。

（5）市町村における支援の検討

- 市町村の主管課は、ヤングケアラー及びその家族について、支援の必要性や支援の方向性を検討するため、アセスメントを行い、関係機関とのケース会議にて支援内容を検討します。
- ヤングケアラー及びその家族が抱える課題は複合化している場合もあるため、支える関係機関は様々です。

ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



出典：厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル 図表13」

ア 情報共有における留意点

- 関係機関との個人情報の共有には、**原則としてヤングケアラー及びその家族から同意を得ることが必要となります。**また、同意を得た場合でも、その都度、どこまでの情報を誰に伝えるか説明し、伝えておくことが信頼関係づくりにつながります。
- 本人から同意が得られない場合は、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、社会福祉法に基づく支援会議、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の会議を活用することが有効です。各会議体の構成員に対し、法律上の守秘義務をかけられるため、本人の同意を得られなくても個人情報の共有が可能となります。
- なお、要保護児童対策地域協議会の対象児童は、虐待を受けた子どもに限られないため、解釈の幅を広げてヤングケアラーについても対象とすることが有効です。
- 情報共有には、受け取る側にも責任が生じるため、関係者なら誰でも共有できるものではありません。受け取る側には、個人情報の保護に関する知識や情報リテラシー（情報を適切に理解し、活用する力）が求められます。

【参考】 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（抜粋）

第1章 要保護児童対策地域協議会とは

3 対象児童

地域協議会の対象児童は、児童福祉法第6条の3に規定する「**要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）**」であり、虐待を受けた子どもに限られず、**非行児童なども含まれる。**

【参考】 児童福祉法第25条の3、5（抜粋） 「要保護児童対策地域協議会」

第25条の3 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

②関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して**知り得た秘密を漏らし**てはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人、当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

【参考】 社会福祉法第106条の6（抜粋） 「支援会議」

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して**知り得た秘密を漏らしてはならない。**

【参考】生活困窮者自立支援法 第9条（抜粋）「支援会議」

- 2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して**知り得た秘密を漏らしてはならない**。

イ 支援にあたってのアセスメント

- ヤングケアラー及びその家族の生活状況、本人の意向や支援の必要性等を把握し、支援策を検討するために、主に以下の内容を把握し、課題を整理します。

【主なアセスメント項目】

- ヤングケアラーが担っているケアの状況
- 子どもの状況・権利が侵害されている（可能性を含む）状況（生活、健康）
- 家族、親族、要保護者の状況（生活、疾患、障害等）
- 生活環境、経済状況
- すでに支援を受けている場合は、支援の状況（インフォーマルサービスを含む）
- 子ども及び家族の認識、意向（どうしたいかの希望）

- ヤングケアラー及びその家族と信頼関係を築けていないと、本人がどうしたいかなど、本音を聴くことはできません。そのため、**アセスメントは、信頼関係が築けている関係者や、すでにヤングケアラー及びその家族と関わっている支援機関と一緒に実施することが有効**です。
- アセスメントにあたっては、アセスメントシートを活用することも有効です。

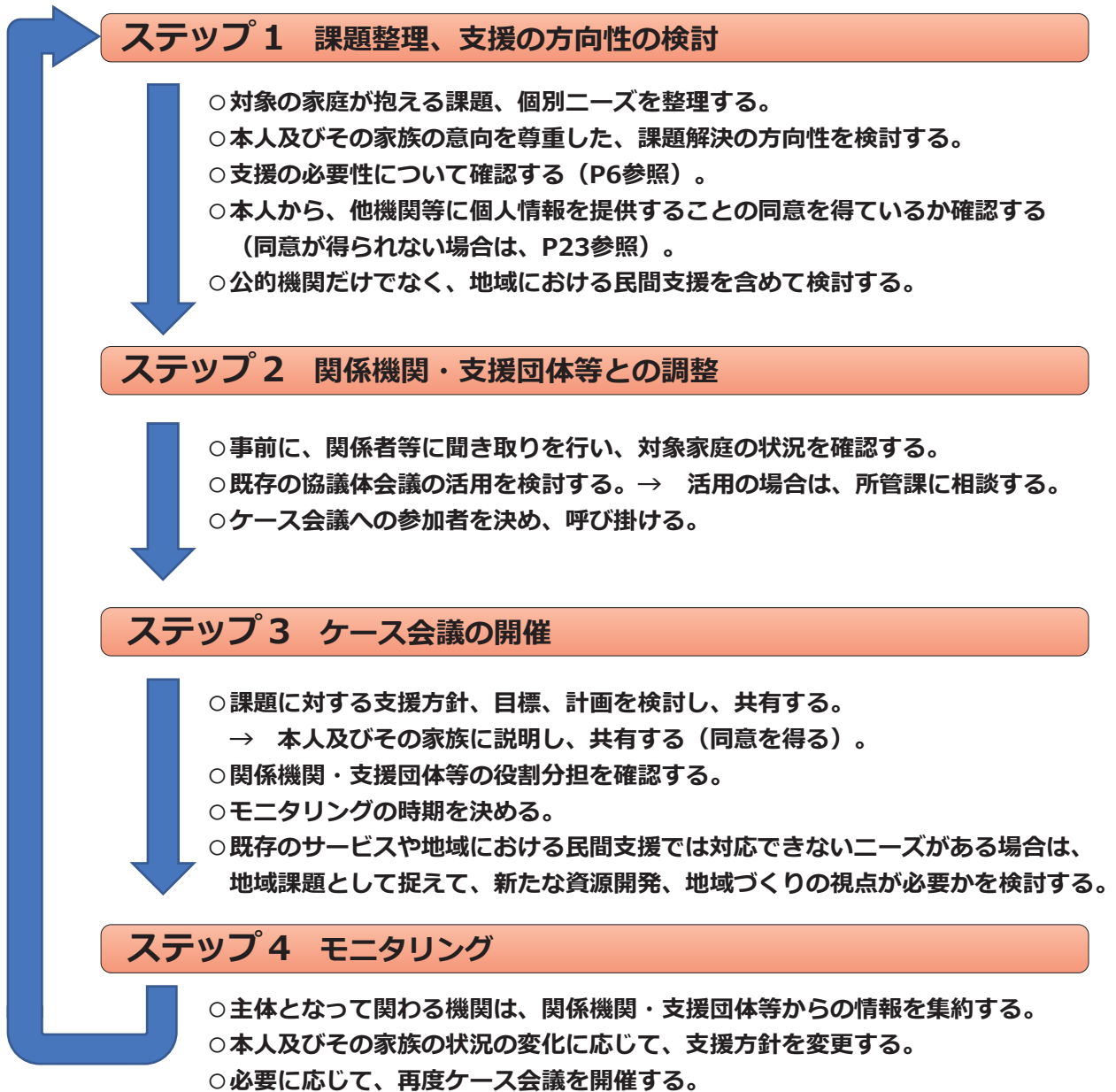
【参考】

- 入間市 : ヤングケアラーに特化したアセスメントシート (P61)
- 富士見市 : 世帯全体を捉えたアセスメントシート (P64)
- 鳩山町 : 総合相談に対応するアセスメントシート (P66)

ウ ケース会議及び情報共有の場

- 市町村の主管課は、連携が必要な多様な主体を招集し、情報共有及び支援方策の検討をするため、下記のステップ（例示）でケース会議を開催します。

ケース会議の流れ（例示）



【留意点】

- 既存の会議体を活用する場合は、その会議体の流れに基づいて実施します。
- 支援計画策定にあたっては、支援目標・計画の設定期間、進行管理の方法など（誰が、何を、いつまでに）を明確にし、関係者と共有する必要があります。

エ インフォーマルサービス（地域における支援活動）について

- ヤングケアラー及びその家族が利用する介護保険や障害福祉等の公的支援制度とともに、子ども食堂や学習支援教室、ピアサポート、ボランティアによる見守りなど、インフォーマルサービスを組み合わせて、いかにして地域全体で支援できるかという視点が必要です。
- 地域の様々な支援は、制度の狭間への対応や見守り、寄り添いなどきめこまやかな支援が期待できます。
- 市町村の主管課は、庁内の関係課のみならず、必要に応じて地域で活動している団体・企業等も招集し、情報共有及び支援方策の検討をするため、ケース会議を開催します。

オ 支援の検討と実施

- アセスメント結果を踏まえ、ケース会議において、課題解決の方向性や支援内容を検討します。

【検討時の留意点】

- ヤングケアラー及びその家族の意向が尊重されたものになっているか
- 公的支援制度とともに、インフォーマルサービスの活用が可能か（P31参照）

- また、すでにサービスを提供している各機関や担当者は、それぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることは何かを考えることも大切です。
- 国の支援制度においても、以下のとおり、対応の幅を広げるような事業や事務連絡が発出されています。

<参考：ヤングケアラー支援につながる訪問や見守り支援事業、既存事業に関する通知等>

【児童分野】

- 埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱（令和4年2月28日付け少字第1922号）
別添22子育て世帯訪問支援臨時特例事業（抜粋）

1 事業の目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

●支援対象児童等見守り強化事業

事業の目的

児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。

- ① **子育て支援を行う民間団体（子ども食堂、学習支援等）の支援スタッフが訪問等を実施することにより見守り体制を強化**
- ② クーポン・バウチャー等の活用による**学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した見守り体制づくり**

【障害分野】

- 「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（抜粋）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（令和3年7月12日付事務連絡）

1. 居宅介護等における「育児支援」の趣旨

居宅介護等における「育児支援」は、直接のサービス提供対象が利用者以外であるが、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものである。従って、居宅介護等における「育児支援」は、次の①から③の全てに該当する場合に、**個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとする。**

- ① 利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- ② 利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
- ③ 他の家族等による支援が受けられない場合

【高齢分野】

- 「ヤングケアラーの支援に向けた取組への御協力について」（抜粋）厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課（令和4年9月20日付事務連絡）

改めて、ヤングケアラーに係る施策等を一体的に周知。

- 1 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて（平成21年12月25日付け厚生労働省老健局振興課長通知）

同居家族がいる場合の生活援助サービスについては、利用者の同居家族等が障害や疾病等の理由により家事を行うことが困難な場合や、その他やむを得ない事情により家事が困難な場合などに限って利用が認められるものですが、**利用者同居家族（ヤングケアラーも含む）がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではありませんので、改めて関係機関、団体等に周知をお願いいたします。**

取組事例：「家事支援ヘルパー派遣事業」の創設（入間市）

- ・ヤングケアラー支援条例に基づき、ヤングケアラーの負担を軽減し、自身の時間を確保することを目的に、市独自の「家事支援ヘルパー派遣事業」を創設する（令和5年4月）。
- ・週2回、2時間の範囲内で、家事（料理、買い物、掃除等）支援を行う。
- ・対象は、18歳未満（高校3年の3月31日まで）。費用は無料。
- ・支援決定は、審査会（内部の各所管課）にて世帯への支援の必要性を協議し、決定する。
- ・介護保険や障害福祉サービス等を利用している場合、原則は他法優先とするが、世帯所得が少なく、利用を希望しない世帯もあることが想定される。その世帯に支援するかは、審査会にて判断している。
- ・子育て世帯支援臨時特例事業を活用。

カ 進学に向けた相談

- ヤングケアラーの中には、家族が障害等の理由により十分に働けないため、高校や大学への進学にあたって、その費用の工面について悩みを抱える方もいます。また、ヤングケアラー本人と家族とで進学に対する考え方が異なる場合もあります。
- こうした場合に、適切に相談に応じ、ヤングケアラー及びその家族に対し、情報提供を行う必要があります。

【相談先の例】

進学に関する相談	学校・教育委員会、学習支援教室
費用に関する相談	市町村社会福祉協議会 ※生活福祉資金貸付制度の教育支援資金貸付を行っています。奨学金などの利用を含め相談ができます。

<参考：生活福祉資金貸付制度「教育支援資金」の概要>

- 対象世帯…世帯収入が一定基準以下の世帯 ※地域・家族構成等で算出
- 対象となる学校と貸付金額（上限額）
 - 教育支援費…修学中に必要な授業料や通学定期券代等
 - ①高校：35,000円/月 ②短期大学、専門学校等：60,000円/月
 - ③大学等：65,000円/月
 - 就学支度費…入学時にかかる入学金・制服代、学校指定のパソコンの経費等
500,000円
- 償還（返済）期間…20年以内 ※卒業して6か月後から償還（返済）が開始
- 利子…無利子
- 受付期間…通年
- 留意事項…民生委員との面談が必要となります。貸付には審査があります。

<参考：その他の進学費用の支援制度>

制度名称	相談先
母子及び父子並びに寡婦福祉資金	(市部) 市役所、(町村部) 県各福祉事務所
埼玉県高等学校等奨学金	埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当
日本学生支援機構	在学している高校・大学等
介護福祉士・保育士修学資金	埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター

※上記以外にも各種団体・金融機関が実施している奨学金や教育ローンがあります。

<参考：奨学金情報検索サービスCanpass（運営：一般財団法人あしなが育英会）>

自身の進路に合った様々な条件から自由に検索できるサイトです。

志望大学独自の奨学金や自治体・民間団体の奨学金など、全国5,000件以上の奨学金情報から、自身の条件（地域、学校の種類、専攻分野等）で探せます。

<https://canpass.ashinaga.org/>



4 社会資源の把握

(1) 公的支援制度の把握

- 介護保険や障害福祉、児童福祉など公的支援制度は様々あります。
- ヤングケアラー及びその家族の支援の検討にあたっては、各制度を把握する必要があります。
- 様々な公的支援制度を把握することで、支援の幅が広がり、多機関へのつながりもスムーズになります。
- 市町村によって社会資源は異なるため、市町村ごとに公的支援制度、インフォーマルサービスを冊子等でまとめておき、支援者間で共有することも有効です。
- ここでは、主な公的支援制度を紹介します。P50以下に一覧を掲載していますので、あわせてご参照ください。

<参考：主な公的支援制度>

子ども・家庭		
サービス・支援	内容	提供主体
子どもや家庭に関する相談	子どもや家庭に関する様々な相談に応じ、必要な支援を行う。児童手当及び児童扶養手当、保育施設の利用相談等。	市町村児童福祉担当課 子ども家庭総合支援拠点
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、保健師・ヘルパー・子育て経験者がその居宅を訪問し、養育に関する指導、育児・家事の援助、助言等を行う。	市町村児童福祉担当課
子育て世帯訪問支援事業	要支援・要保護児童等を対象に訪問し、家事・育児等の支援を行う。	市町村児童福祉担当課
放課後等デイサービス等の障害児通所支援・利用相談	学校の授業終了時や休業日に、障害のある子どもに対して、発達支援のためのサービスを提供する。	放課後等デイサービス事業所
	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画の作成等を行う。	障害児相談支援事業所
ファミリーサポートセンター	住民同士の支え合いにより、学校や保育園の送り迎え、病気や外出時の子どもの預かり支援を行う。	市町村児童福祉担当課
主任児童委員の相談支援	主任児童委員による相談、見守り、専門機関等へのつながりを行う。	市町村民生委員・児童委員協議会
埼玉県LINEヤングケアラーチャンネル、オンラインサロン（ピアサポート）	元ヤングケアラーが相談に乗るLINE相談や当事者同士の交流や悩み等を共有するオンラインサロンを開催	県地域包括ケア課

教育

サービス・支援	内容	提供主体
教育や進学、学校生活に関する相談	学校生活上の困りごとの相談。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援。	市町村教育委員会 教育支援センター（適応指導教室）

青少年 若者

サービス・支援	内容	提供主体
就労相談・職場体験	働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方を対象に、カウンセリング、セミナー、職場体験等の各種職業的自立支援を行う。	地域若者サポートステーション 若者自立支援センター埼玉

障害者・児

サービス・支援	内容	提供主体
障害者・児のケアに関する相談	障害福祉サービス等に関する相談、障害者手帳の申請。	市町村障害福祉担当課
	障害福祉サービスに関する相談、利用計画の作成。	特定相談支援事業所 (障害児相談支援事業所)
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害ホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつ等の身体介護や調理、掃除等の家事（家事援助）を行う。	障害福祉サービス事業所
外出支援（同行援護、移動支援等）	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う。	障害福祉サービス事業所

高齢者

サービス・支援	内容	提供主体
高齢者のケアに関する相談	介護保険や高齢者福祉サービスに関する相談。	市町村高齢者福祉担当課
	地域住民の保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援（介護予防、総合相談、権利擁護等）、認知症ケアに関する相談。	地域包括支援センター
	ケアプランの相談・作成。	居宅介護支援事業所
訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。	訪問介護事業所

生活困窮

サービス・支援	内容	提供主体
経済的な問題に関する相談	生活保護の申請、要保護世帯への保護費等の給付。	市社会福祉担当課（市部） 県福祉事務所（町村部）
	暮らしや仕事、住まいなど生活にお困りの方の総合相談。	生活困窮者自立相談支援機関 (市部は各市、町村部は県)
生活福祉資金貸付制度	世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的として、低所得世帯等を対象にした資金の貸付（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等）と必要な相談支援を行う。	市町村社会福祉協議会

医療・保健

サービス・支援	内容	提供主体
病気・医療等に関する相談	患者やその家族の経済的、心理的、社会的な問題の相談。社会復帰の促進、学校や福祉機関等への連携等を行う。	病院、診療所 (地域医療連携室等)
訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ	看護師や理学療法士等が訪問し、服薬の管理、生活リズムの調整（診療の補助、療養上の世話）、リハビリ等を行う。	病院、訪問看護ステーション、訪問リハビリ事業所
心の健康や悩みに関する相談	精神的な病気、不安や悩みで生活に支障がある、対人関係・ひきこもりの悩み、飲酒問題、薬物依存等の相談。	保健所・市町村保健センター 精神保健福祉センター

地域

サービス・支援	内容	提供主体
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方（高齢者、精神障害者、知的障害者）を対象とした、福祉サービスの利用の申込、契約手続き、日常的な金銭の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いを行う。	市町村社会福祉協議会
福祉全般に関する相談 (困りごと)	福祉の総合相談、ボランティア活動の普及・調整等。	市町村社会福祉協議会
	民生委員・児童委員による相談。実情把握・見守り活動、相談援助活動、専門機関へのつなぎ。	市町村民生委員・児童委員協議会

(2) インフォーマルサービス（地域における支援活動）の把握

- 各市町村や地域には、NPOやボランティア団体などによる様々な社会資源が存在しています。
- 自分の地域にどのような社会資源があるか把握することで、支援の幅をより一層広げることができます。
- ここでは、子ども食堂をはじめとした主なインフォーマルサービスを紹介します。P55以下に詳細を掲載していますので、あわせてご参照ください。
- なお、こうした活動は、民間企業等の協力によって継続や充実が図られます（P39参照）。

<参考：主なインフォーマルサービス>

サービス・支援	内容	提供主体
子ども食堂	子どもが一人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂。親や地域住民が参加できることも多く、地域コミュニティの場になっている。	NPO、ボランティア団体等
学習支援教室	子どもの学習支援及び保護者の支援。食事の提供や体験活動を行うこともある。	NPO、ボランティア団体等
フードパントリー	フードバンクや企業等から提供を受けた食品などを、困窮世帯やひとり親世帯等に無料で配付する。	NPO、ボランティア団体等
ピアサポート	当事者同士の交流や悩みなどを共有できる居場所。オンラインによる開催もある。	NPO、ボランティア団体等
社会福祉法人の公益的な取組	地域課題の解決に向け、法人特性を活かした社会貢献事業（生活困窮者等への相談支援、子ども食堂の運営、フードパントリー等）。	社会福祉法人

(3) 市町村社会福祉協議会の役割

- 社会福祉協議会は、住民や公私の社会福祉関係者とともに地域福祉活動を推進しています。問題を抱えた地域住民の相談に応じ、市町村や関係する専門機関やNPO、ボランティア、地域住民等と連携を図っており、支援のための新たな社会資源開発や多様な主体とのネットワークづくりの**調整役（つなぎ役）としての役割が期待されています。**

【市町村社会福祉協議会への期待】

- 市町村、学校、関係機関、地域における民間支援団体等のネットワーク化（顔の見える関係づくり、プラットフォームづくり）
- 住民からの困りごとの相談、アウトリーチによる伴走した相談支援
- 市町村の主管課や適切な関係機関、地域における民間支援へのつなぎ
- 子ども食堂、学習支援、家事支援等の生活支援を実施する民間団体への支援（立上げ・運営の相談、財政的支援等）
- 地域住民の個別課題の解決に向けて、コミュニティソーシャルワーク機能を発揮した新たな社会資源（インフォーマルサービス）の開発

※コミュニティソーシャルワーク：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、人々が暮らす生活環境の整備や組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践。

取組事例：支援拠点を活かしたネットワーク構築（川越市社会福祉協議会）

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）兼生活支援コーディネーターを配置し、地域住民の相談対応、支援関係者のネットワーク形成、重層的支援体制整備事業における市町村との調整等を行っている。
- 市内のこどもの居場所（子ども食堂、フードパントリー、学習支援等）のネットワーク化を図り、活動団体同士が情報共有するための交流会を市と連携しながら実施している。また、「こどもの居場所マップ」を載せたポスター・チラシを作成して周知、啓発を行っている。

取組事例：市教育委員会等との情報交換会（久喜市社会福祉協議会）

- 市教育委員会をはじめ、市子ども未来課、社会福祉課、高齢・障がいなど福祉関係各課やスクールソーシャルワーカーとの情報交換会を実施した。
- 情報交換をきっかけに、CSWが相談チラシ（両面：大人向け・子ども向け）により学校へ周知し、具体的な相談につながった。また、各関係機関同士がそれぞれの立場でできることの意識づけができた。
- 民生委員・児童委員への研修や学校等への出前講座を行うとともに、子ども食堂やフードパントリー団体には、心配な世帯への声かけ、社会福祉協議会や市へのつなぎなど、情報共有を図っている。



取組事例：LINEヤングケアラー相談（深谷市社会福祉協議会）

- 子どもがいつでも相談しやすいようヤングケアラーLINE相談を新たに設置。希望する小学校（高学年）、中学全校生徒、高校生へチラシを配布。また、中学生には、LINE相談へつながるQRコード付の啓発品も配布。実際の相談は、不登校、部活動の悩み、家事がストレスなど多岐に渡る。
- 返信は、一回で解決しようと深掘りせず、つながり続けることを心掛ける。
- 相談実績・概要は市教育委員会と共有を図っている。
- 相談でつながった子どもたちが、安心して集まれる居場所として、更生保護女性会の協力を得て、交流の場を定期的に開催している。



取組事例：ヤングケアラー支援講座・弁当の配達・朝食の提供（三芳町社会福祉協議会）

- 支援機関を対象に「ヤングケアラー支援講座」を実施し、ヤングケアラーの環境改善を図っている。支援者が、ヤングケアラーについての知識を持ち、相談者の家族の構成員である児童を介護の担い手やキーパーソンとしないようにすることや、児童の相談に乗ることで、適切なサービスや機関につなげることができること、また、自らの立場でヤングケアラーの支援にどのように関わればよいかを学ぶために、居宅介護支援事業所、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、社会福祉法人、福祉施設、学校、病院、訪問介護事業所等を対象に開催している。
- 町内の子ども食堂が連携して、ヤングケアラーの世帯に週3日弁当を配達（無料）している。
- 朝食の提供がない児童の世帯に、家族分の朝食を週2回提供（無料）している。

取組事例：ヤングケアラー等世帯訪問支援モデル事業（秩父市社会福祉協議会）

- 実態把握の難しいヤングケアラーに対して「ヘルパー派遣」と「ヤングケアラーについての啓発」を行うことで、効果的に支援を行う。
- ヤングケアラーのためのヘルパー派遣を令和4年9月30日から開始。支援内容は、社会福祉協議会が実施している高齢者、障害者を対象とした訪問介護事業の対象を拡大し、家事支援（掃除、洗濯、食事の準備、買い物等）や身体介護（食事・歩行・入浴介助、徒歩による保育所や病院への送迎等）を行う。
- 市子育て支援課と協議を重ね、実態把握と支援決定等について、市の協力を得ている。令和6年度以降に市での事業化を目指すモデル事業として実施している。
- 市と市教育委員会の協力を得て、小・中学校、民生委員・児童委員、市内自治会や社協支部、病院等、ヤングケアラー世帯へのヘルパー派遣支援の周知を積極的に行っている。

5 継続的な支援のために

(1) 支援の基盤づくり

ア 継続的な信頼関係づくり

- ヤングケアラー支援においては、本人の気持ち（本音）を聴くことができる「信頼できる大人」の存在が重要になります。この信頼関係は、支援機関やサービスにつなげて終わるものではなく、継続して関わることで、ヤングケアラー及びその家族はいつでも安心して相談ができます。そうした「信頼できる大人」を一人でも多く増やしていくことが大切です。
- ケア対象者への支援が終結すると、これまで福祉サービスを提供していた支援機関の関わりがなくなります。しかし、ヤングケアラーの中には、ケア役割の喪失感や将来への不安があり、精神的なケアや就業・キャリア形成の支援が必要な方もいます。また、18歳以降は、成人に移行する大事な時期にも関わらず、学校や児童分野の専門職とのつながりが無くなり、孤立してしまう課題があります。
- そのため、子どもから若者への切れ目のない支援の仕組みづくりや、地域における「信頼できる大人」とのつながりが必要になります。

ヤングケアラー支援推進協議会委員の意見

(埼玉フードパントリーネットワーク 代表 草場 澄江 氏)

- 公的支援につながっても、ケア対象者の施設入所等によりケア役割が終結したり、18歳を迎えたりで、これまでの支援者との関わりが途絶え、孤立してしまう課題があります。この時こそ、地域の市民活動の出番だと強く感じています。
- これまでフードパントリーで関わってきたヤングケアラーが、家族のケアが落ち着いて21歳になってから学習支援の場で大学受験を目指したり、今度は自分が子どもたちに勉強を教えたいと学習支援を手伝ってくれたりする方もいます。
- 「家族のケア」という問題が解消しても、地域での活動を通じて、関わりを保ち続けていくこと、伴走して見守ることが本当に大事だと思います。

イ ケース会議や情報共有会議の定期開催

- 連携が必要になる前に、日頃からコミュニケーションをとっておくと、早期に対応ができ連携がスムーズになります。そのため、市町村の主管課は、関係機関との情報共有会議を定期的で開催し、日頃からの関係づくりを行うことが有効です。多くの担当者の顔や考えを知ることによって支援策は広がります。
- 市町村社会福祉協議会においても、民間支援団体等のネットワーク化を図り、定期的な情報共有の場をつくるのが有効です。

ウ 人材育成

- 地域全体で子どもたちを見守る目、安心して相談できる大人を増やすためには、地域住民や各関係機関の専門職においても、ヤングケアラーに関する概念や支援の在り方等を理解する必要があります。そのためには、各立場における周知や啓発の取り組み、学びの場の創出が重要です。
- 各関係機関においては、各々の専門領域におけるヤングケアラー支援の質を高めるために、事例検討会やOJT等を通じて、支援者の資質向上を図ることも大切です。

対象	内容	実施機関の例
地域住民・ボランティア	周知・啓発	埼玉県、市町村、社会福祉協議会
関係機関・専門職	事例検討会 対人援助技術の習得 多職種連携の理解 等	埼玉県、市町村、社会福祉協議会 自身の所属機関、専門の職能団体

取組事例：人材育成の取組（埼玉県教育委員会・埼玉県）

●教育・福祉合同研修

市町村教育委員会、学校等の職員と市町村福祉担当職員等との合同研修を実施し、教育部門と福祉部門の連携強化を図っている。

●ヤングケアラーサポートクラス

県内小・中・高校等でヤングケアラーに関する出張授業を実施し、児童生徒や保護者、教職員の理解促進及び学校における相談支援の充実を図っている。

●地域福祉活動者向け研修

主任児童委員、民生委員・児童委員、子どもの居場所運営者等を対象とした研修を実施し、地域においてヤングケアラーを早期に発見・把握するつなぎ役の育成を図っている。



（２）支援団体への様々な支援

ア 相談支援（立上げや運営に関する相談、情報交換）

- 「活動を始めたいが、どう進めてよいかわからない」、「ノウハウを教えてほしい」、「活動を継続できるか不安」など、立上げや運営継続に悩みを抱えている方は、埼玉県や中間支援組織等による支援がありますので、ご相談ください。
- ネットワーク団体等の中間支援組織では、メンバー間の連携、学び合い、情報交換、市町村や企業等との連携なども行っています。

【相談先の例】

■ 埼玉県福祉部少子政策課

こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣

<https://kodomoouen.pref.saitama.lg.jp/adviser>



■ 市町村社会福祉協議会 ボランティアセンター

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/guide_5.html



■ ネットワーク団体

・一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワーク

<https://www.saitama-kodomo.net/>



・NPO法人埼玉フードパントリーネットワーク

<http://saitama-fpn.main.jp/>



・埼玉冒険遊び場づくり連絡協議会

<https://saboren.jimdosite.com/>



イ 支援団体への助成事業

- 子ども食堂や学習支援教室など新たな子どもの居場所づくり、運営継続を応援する取組として、団体への活動助成があります。
- 市町村社会福祉協議会では、ボランティアセンターを運営しており、社会福祉団体の活動支援として、運営面や財政的支援に関する相談、地域住民や企業等からの寄付・寄贈、ボランティア活動の受け入れ調整等を行っています。また、市町村社会福祉協議会によっては、独自に基金を設置し助成事業を実施しています。詳しくは各市町村社会福祉協議会にご相談ください。

埼玉県	シラコバト基金 助成事業（豊かな地域福祉づくり推進事業） 内容：地域福祉を推進するため、NPO法人やボランティアグループ等の先駆的・モデル的な事業を支援する補助金（複合課題を抱える世帯への支援、居場所づくり、住民の支え合い活動等）
	埼玉県NPO基金 助成事業（NPO活動促進助成事業） 内容：SDGsの視点を持ち、地域課題の解決に取り組むNPO法人の事業に助成（保健・医療・福祉、人権、子どもの健全育成等）
埼玉県 共同募金会	赤い羽根「つながりをたやさない社会づくり」重点助成事業 内容：新型コロナウイルス感染症により日常生活に困難を抱える子どもとその家族、経済的に困窮した人を支援するための助成（ひとり親や生活困窮家庭への生活支援、居場所づくり等）
埼玉県 社会福祉協議会	こども食堂・未来応援基金 助成事業 内容：「貧困の連鎖」を解消するための子どもの居場所づくりや、ヤングケアラー等の困難を抱える子どもを支援するための助成（子どもの居場所づくり、ヤングケアラー支援）
	浦和競馬こども基金 助成事業 内容：県内の様々な困難を抱える子どもたちを支援するための助成（子ども食堂や学習支援等の活動継続・発展支援）
	ひまわり基金 助成事業 内容：一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う地域共生社会の実現に向けた民間社会福祉活動への助成（孤立防止、子ども・家庭支援、生活困窮者支援等）

※上記のほかにも、市町村や民間団体による活動助成があります。

ウ 企業の社会貢献活動（啓発、場所提供等）

- 地域全体で子どもを育てていく社会の構築には、以下のような企業の協力が期待されています。こうした企業の社会貢献活動やSDGsの取組は、ヤングケアラー支援の大きな後押しになります。

【企業への期待】

- ヤングケアラー支援に関する啓発
- 寄付・寄贈（資金、食料、生活用品等）
- 民間支援団体が活用できる活動場所の提供
- 社員のボランティア活動
- ケアラーのワークライフバランスを考慮した就業環境の整備
- 従業員に対する介護休業制度の周知・啓発
- 各企業等の特性を活かした社会貢献活動

取組事例：店舗スペースを活用した「子どもの居場所」の開設（埼玉りそな銀行）

- 埼玉りそな銀行せんげん台支店 3 階に子ども支援拠点「りそな YOUTH BASE (ユースベース)」を開設し、無料学習支援や交流イベントの実施など、子どもたちが安心して気軽に過ごせる「子どもの居場所」として、地域の子どもの支援団体に無償で貸出している。
- ケアラー月間には、ヤングケアラーに関する店頭ディスプレイ・ポスター掲示や、お客さま向けオンラインセミナー、社員向けセミナーを開催し、社内外における啓発活動に取り組んだ。
- このほか、各支店で集めた食材等を子ども支援団体等に届けるフードドライブ活動や、SDGs 私募債や信託商品の手数料の一部、また社員食堂の売上の一部を子どもの居場所やヤングケアラー支援に活用される基金へ寄付を行うなど、未来を担う子ども達への支援に取り組んでいる。



取組事例：「本店 M's SQUARE (大宮)」を活用した交流イベントの開催（武蔵野銀行）

- 地域創生スペース M's SQUARE において、ヤングケアラー同士の交流イベント「ヤングケアラーズミートアップ (11月、2月)」を開催 ((一社) ヤングケアラー協会と共同実施)。リアルに交流し、楽しみながら悩みや情報を共有できる機会を提供した。
- ケアラー月間には、同スペースでパネル展や支援者向けセミナーを開催。県内支店では、ヤングケアラーに関する啓発ポスターの掲示を行った。
- このほか、SDGs 私募債の発行等を通じて、子どもの居場所やヤングケアラー支援に活用される基金に寄付を行うなど、未来を担う子ども達への支援に取り組んでいる。



取組事例：埼玉縣信用金庫・さいしん福祉財団・埼玉県・埼玉県社会福祉協議会とのケアラー・ヤングケアラーを支援するための協働に関する協定締結

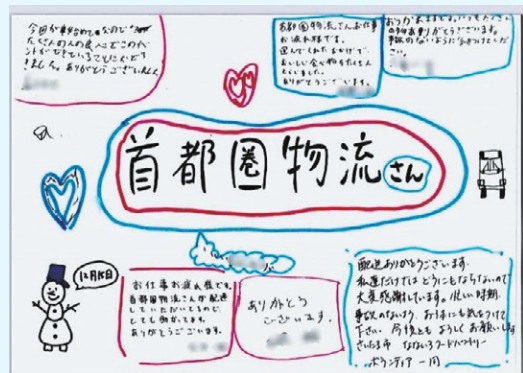
- ケアラー・ヤングケアラーの協定に基づき、ケアラー月間を促進するため、全職員が胸にケアラー月間促進の缶バッジを着用し、多くのお客さまに対し関心と理解を深める啓発活動を行った。
- このほか、SDGs 私募債の発行等を通じて、子どもの居場



所やヤングケアラー支援に活用される基金に寄付を行うなど、未来を担う子ども達への支援に取り組んでいる。

取組事例：物流企業による食料配送支援（首都圏物流グループ）

- 物流事業を行う企業で、埼玉県内の配送・倉庫拠点となるネットワーク体制を活用して、無償で各フードパントリーや子ども食堂の保管場所へ食品の定期配送を実施している。
- 食材を配布した施設の方や子どもたちから「美味しい食べ物をありがとうございます。運転お疲れ様です」と手紙や感謝の言葉をもらい（右の写真）、使命感をもって支援を継続している。



取組事例：毎月100袋の定期的なお米の寄贈（ヤオコー）

- 県内に店舗を構える食品スーパーを運営。令和3年に「ヤオコー子ども支援財団」を設立。コロナ禍で収入が不安定な家庭が増加していることを知り、毎月約100袋（約500kg）のお米を、子ども食堂やフードパントリーに提供している。
- クリスマスケーキの提供や社員参加の自社フードドライブ・フードパントリーなど、地元食品スーパーとしてできる支援を拡充している。



取組事例：冠婚・葬祭会場を活用した「子ども食堂」「フードパントリー」の開催（アルファクラブ武蔵野）

- 県内で結婚式場、葬儀場、ホテル等の施設を運営。同社の強みや個性を生かし、県内各地の冠婚・葬祭会場を使った「子ども食堂」「フードドライブ」を開催している。
- 「将来的には自社施設50カ所で、子ども食堂を開催できるようにしたい」という構想を掲げ、活動場所に困っている団体への施設貸出を行い、地域で子どもを育てるため、活動を続けている。



6 支援事例

※ はキーパーソン

事例① 認知症の家族をケアする小学生への支援

家庭状況

- ・祖母（初期の認知症）、父（40代、単身赴任）、母（40代、就労）、小学6年生の長男A、小学4年生の弟の5人家族。父親は2月に1回程度帰ってくる。母親は、正社員として働いており、夜遅くまで働くことが多い。祖母は、週1回の訪問介護を利用するが、認知症状が徐々に進行しており、A君は、祖母のケア（移動の補助等）や話相手、家事、弟の世話（学校の準備や確認等）の疲れから、学校を休みがちになっていた。

発見の経緯

訪問介護事業所（ホームヘルパー） → **居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）**
→ **地域包括支援センター**

- ・訪問介護事業所（ホームヘルパー）は、訪問の際、学校がある時間帯にA君が家にいることを何度か見かけ、その度に声かけをしていた。いつものように、A君に話しかけたところ、実は祖母のケアと家事が大変で、朝起きられずに学校に行けない日があると聞いた。母親はA君に家のことを任せ、A君はその期待に応えようと頑張っていた。この家庭の支援に関して、**居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）**を通じて、**地域包括支援センター**に相談をした。

本人・家族の意向

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）と**地域包括支援センター**が確認

- ・A君は、小さいころから祖母と仲が良く、祖母をお世話することは自然なことだと感じている。祖母のことが好きで、ケアを続けたいと思っている。
- ・しかし、ケアの疲れと睡眠不足によって朝起きられず、また、勉強に集中できないことが続き、焦りを感じている。学校の先生や友人に相談するのは抵抗感があり、距離を置いていた。
- ・母親は、A君に家事を任せて申し訳ない気持ちを持っている。
- ・父親は、自分が家に帰っているときは、祖母の症状が安定していたため、A君がそこまで大変な状況だと気づいていなかった。何とかしなくてはと思っている。
- ・弟は、A君が大変そうな時は、家事を手伝い、迷惑をかけないようにしていた。

課題解決の方向性

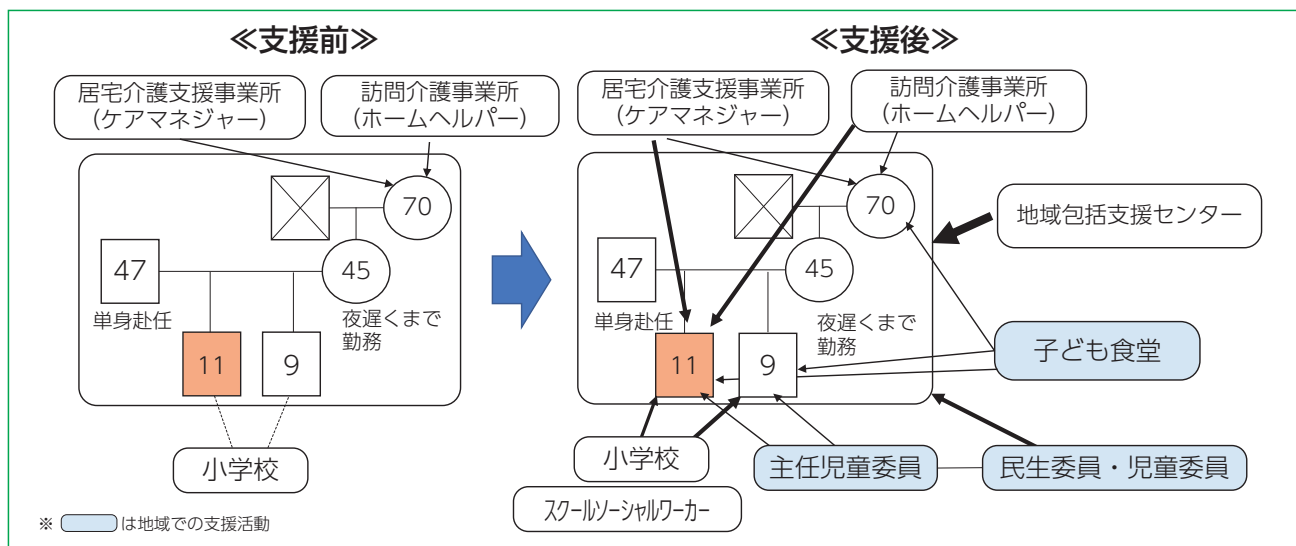
調整役：地域包括支援センター → ケース会議

● ケア負担の軽減

- ：居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）は、小学生であるA君の介護力の評価を見直し、**地域包括支援センター**とともに、ケアプラン変更（訪問介護の日数を増やし、**デイサービス**を利用）を検討する。
- ：**地域包括支援センター**は、家族4人に祖母の認知症状の特徴や対応方法を説明する。また、**子ども食堂**に祖母と子ども2人の3人で参加（月1回）してはどうか提案する。

● 孤立防止、日常的な相談機会

- ：居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）と**地域包括支援センター**は、A君の同意を得て、**学校**に家庭状況について情報提供した。**学校**は、A君の異変を察知していたが、祖母の



認知症状の進行までは把握していなかった。今後は、**スクールソーシャルワーカー**と協力し、A君にさりげなく声をかけ、遅刻や欠席の理由、宿題提出の状況を聴くなどの配慮を行い、学校生活での見守りを行う。

：子ども食堂では、運営スタッフである**民生委員・児童委員**が、会話を交わしながら、祖母の認知症状やA君のケア状況の見守りを行う。

支援の結果

- ・介護サービスの利用により、今までよりもA君自身のために使う時間が増え、休まずに学校に通えるようになった。相談できる機関や人が増えたことで、精神的に気が楽になった。
- ・**子ども食堂**では、授業や宿題でわからないところを教えてもらう場にもなっている。祖母も子どもたちに折り紙を教えたりしている。
- ・**スクールソーシャルワーカー**や定期的に関わりのある**ホームヘルパー、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、子ども食堂**は、何気ない会話を重ねながら見守りを行い、異変があれば、**地域包括支援センター**に相談することとしている。

支援のポイント

● 本人のケアしたい気持ちを尊重

- ・定期的に関わりのあったホームヘルパーが、A君の気持ちを汲みとることができ発見ができた。支援策の検討においては、A君本人の意向を尊重し、祖母のケアをすべて専門職が行うのではなく、A君が無理のない範囲でケアを行えるよう、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）がケアプランの見直しを行った。

● 学校と福祉専門職との連携

- ・A君が悩みや困りごとがある時には、学校生活の場面では、担任教員やスクールソーシャルワーカーが相談に乗り、家庭での生活場面では、ホームヘルパーや民生委員・児童委員が相談に乗れるよう役割分担を行った。何か異変があれば、A君の同意を得て、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）と地域包括支援センターが調整役となり、ケース会議を行うこととした。

事例② 精神疾患のある親をケアする中学生への進学支援

家庭状況

- ・母子家庭。生活保護世帯。母（50代、うつ病、未就労）と中学3年の長女Aの二人暮らし。
- ・母親は、体調が良い時は家事ができるが、不調の時はAさんが家事を行う。
- ・Aさんは、陸上部に所属し、県大会に出場。スポーツ推薦で私立高校の特待生として入学する予定であったが、①入学費用が用意できない、②入学説明会に親子で出席できないことを理由に高校進学をあきらめようとしていた。

発見の経緯 学校 → 教育委員会 → 社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー）

- ・学校（部活動顧問）は、急にAさんから「進学しない」ことを聞いた。なぜそうなったのか、事情を丁寧に聞き、本当は進学したい気持ちを確認した。その時初めて、母親の病気のことを知った。
- ・学校は、教育委員会と相談し、以前から福祉教育でつながりがあった市社会福祉協議会に、進学費用に関して相談をすることになった。

本人・家族の意向 学校（部活動顧問）と一緒に市社会福祉協議会が確認

- ・Aさんは、できれば高校へ進学し、好きな陸上競技を続けたい気持ちが強い。
- ・しかし、入学費だけでなく、進学すると授業料や部活にかかる経費（遠征費用、ユニフォーム代等）がかかることを心配。生活費を切り詰めないといけないと思っている。
- ・母親の病気は心配だが、これまでどおり体調悪化の際は、Aさん自身が家事をするつもりでいる。
- ・母親は、Aさんが希望するなら、高校に行かせてあげたいと思っているが、母親自身が入学説明会に行くのは不安で、それはできないと固辞している。

課題解決の方向性 調整役：市社会福祉協議会 → ケース会議（母親、Aさんも参加）

● 入学費用の確保

- ：市生活保護ケースワーカーは、世帯の経済状況を確認。各種修学支援制度を活用し、授業料は全額が賄えることを確認。入学金は全額が賄えないため、不足分は母子及び父子並びに寡婦福祉資金を利用し、貸付を受けることができることを確認した。
- ：市社会福祉協議会（生活困窮者家計改善支援事業（市社会福祉課からの委託事業））は、家計相談、入学費用の支払い手続きを支援。中古の制服やユニフォームの譲り受けについて高校に相談する。

● 入学説明会への出席等

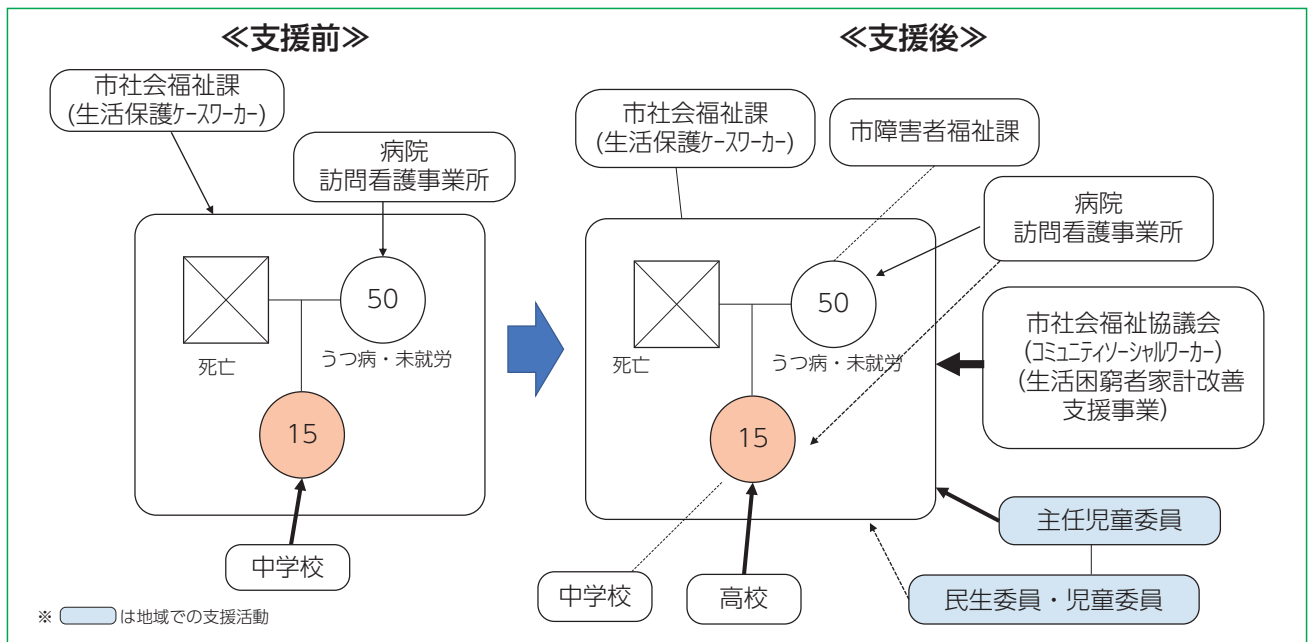
- ：市社会福祉協議会は、母親が体調不良でどうしても出席できないため、代理出席が可能か高校に相談した。母親・Aさんと交流があった隣人に母親の代わりとして入学説明会に同行することを依頼。その内容を母親に伝え、入学に向けた準備を一緒に確認する。

● 母親のケア等

- ：母親はすでに訪問看護を月1回利用し、服薬管理の支援を受けている。市社会福祉協議会は母親の体調に応じて必要な障害福祉サービスを利用できるよう、市障害者福祉課と情報を共有しておく。

● 継続的な見守り

- ：市社会福祉協議会は、主任児童委員に、あいさつや声かけ等による見守りを依頼する。訪問看護事業所（看護師）は、訪問時にAさんに声をかけ、見守りを行う。



支援の結果、その後の経過

- ・ Aさんは無事に高校に入学し、陸上競技を続けることができた。高校では、Aさんの家庭状況を把握しつつ、Aさんの普段の様子を見守っている。
- ・ **訪問看護事業所（看護師）**は、訪問時にAさんの姿が見えたときには、一言声をかけるようにしている。
- ・ **主任児童委員**は、洗濯物に運動着が干されているかなど、ゆるやかな見守りを継続し、異変があれば、**市社会福祉協議会**に相談することとしている。

支援のポイント

● 早期発見の可能性

- ・ 教員（部活動顧問）がキーパーソンとなり、発見することができた。誰が本人の気持ちを把握しているかを確認し、そのキーパーソンとともに支援を検討することが必要である。
- ・ 一方、本ケースでは、担任教員の進路指導や面談、医療機関の受診時など、もっと早期にAさんの家庭状況をキャッチし、早期に対応できる可能性があった。

● 福祉教育による社会福祉協議会と学校・教育委員会のつながり

- ・ 学校・教育委員会は、福祉教育等のつながりから、すでに市社会福祉協議会と顔の見える関係ができていたため、社会福祉協議会の取組を知っており、連携がスムーズに行えた。

● 継続した見守り

- ・ Aさんは、高校進学後もこれまでどおりの生活を望んでいるが、母親の体調が悪化した場合や、高校卒業時（大学進学時）には、何らかの支援が必要となることが想定される。そのため、主任児童委員と隣人は、継続してAさんと母親と信頼関係を築き、継続的に見守りを行っている。

事例③ 3人のきょうだいをケアする高校生への支援

家庭状況

- ・母（30代）と高校1年の長女A、小学6年生の長男、小学1年生の次男、保育園児（4歳）の次女の5人暮らし。父親は2年前に失踪。父親がいなくなっただけからは、生活費を稼ぐために、母親はダブルワークで、夜遅くまで仕事をしている。次男は、発達障害がある。
- ・Aさんは、母親の代わりに、家事、きょうだいの世話、保育園の送迎、病院の受診が必要な時には付き添いを行っている。高校入学当初はバレーボール部に入ったが、遠征費、合宿代、ユニフォーム等の購入が必要なこと、また家事の時間が必要なため、1か月程で退部した。家事や保育園の送迎のため、遅刻や欠席が多く、成績も下がっているが、忙しい母親のために役立ちたいと思っている。

発見の経緯 **市こども福祉課（子ども家庭総合支援拠点）**

- ・発達障害のある次男の福祉サービスの利用に関して、母親が**市こども福祉課**に相談。家庭を訪問したところ、家が散らかり、Aさんが家事ときょうだいの世話をしていることが分かった。**市こども福祉課**は、**要保護児童対策地域協議会**の案件として関わることとした。

本人・家族の意向 **市こども福祉課（子ども家庭総合支援拠点）が確認**

- ・Aさんは、母親が働いてお金を稼ぐので、家事は自分の役割で、当然のことだと思っている。一方で、何とか高校に入学できたが、いつまでこの生活が続くのか、不安が大きくなっていった。勉強にも手がつかず、成績が下がってきたことに落ち込んでいた。本当は学校生活を楽しまたい。
- ・母親は、福祉の支援が入ることで、親子が離れて暮らすことを迫られるのではないかと恐れて、関係機関の関わりを拒んでいる。

課題解決の方向性 **調整役：市こども福祉課 → 要保護児童対策地域協議会のケース会議**

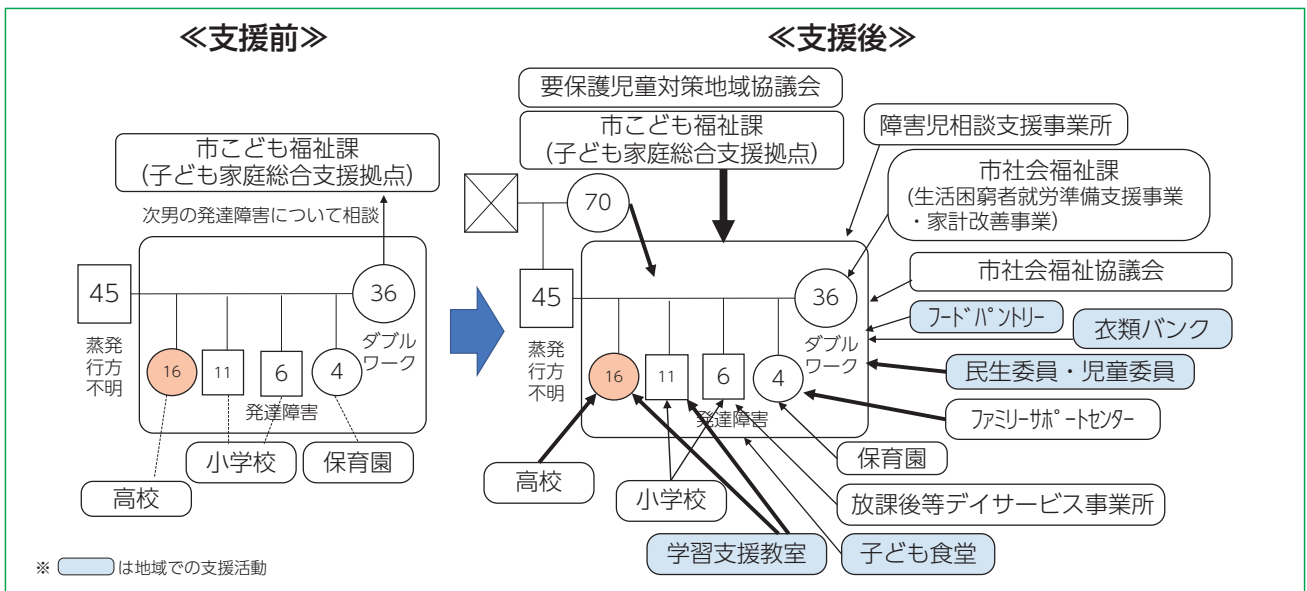
- ・母親が支援を拒んでいたため、**市こども福祉課**は「これからも家族と一緒に暮らし、安心して生活ができるように、その方法を一緒に考えたい」と丁寧に説明する。**市こども福祉課**が窓口になり、母親とAさんと関係をつくり、支援策を一つ一つ確認しながら、時間をかけてサービス等の利用を行う。

● ケア負担の軽減

- ： **障害児相談支援事業所**は、生育歴や障害特性、家庭状況のアセスメントを行い、**障害児通所支援（放課後等デイサービス）**の利用を検討する。
- ： **市こども福祉課**は、きょうだいの送迎について、**ファミリーサポート**の活用を検討する。母親から、県内に夫方の祖母が一人暮らししていることを聞いたため、夫の失踪後は疎遠であったが、祖母に月に一日でも孫の様子を見に来てくれないか相談してはどうか提案する。
- ： **市社会福祉協議会**は、**子ども食堂**を紹介し、きょうだいでの参加（月1回）を提案する。

● 生活費の相談

- ： **市社会福祉協議会**は、**フードパントリー**の実施団体を紹介し、活用につなげる。市社会福祉協議会の基金を活用した**学用品等の給付事業**で、部活のユニフォーム等の購入ができることを伝える。
- ： 子どもの衣類や靴などが必要であれば、社会貢献活動推進協議会の**衣類バンク**を活用できることを伝える。
- ： **市社会福祉課（生活困窮者就労準備支援事業・家計改善事業）**は、母親が、夜遅くまで働かずにすむよう条件の良い仕事への転職や家計の見直しについて相談支援を行う。



● 孤立防止、日常的な相談機会

- ：市こども福祉課は、Aさんの同意を得て、**学校**に家庭状況について情報提供する。**学校**は、Aさんに必要に応じた声かけや配慮を行い、相談しやすい環境をつくる。
- ：**保育園、放課後等デイサービス事業所**は、Aさんを見かけた時には、声をかけるようにし、見守りを行う。
- ：**市社会福祉課**は**学習支援教室**があるので、母親が帰宅している時は、息抜きに参加してはと紹介する。
- ：地域を担当する**民生委員・児童委員**は、あいさつなど声かけにより、見守りを行う。

支援の結果

- ・放課後等デイサービスやファミリーサポートの利用等により、Aさん自身の送迎にかかる負担が軽減できた。**学校**は、Aさんの家庭状況を把握しつつ、Aさんの様子を見守っている。
- ・祖母の関わりについては、当初、母親は拒んでいたが、Aさんが助かるならと提案を受け入れた。その結果、**祖母**は週1日、家事の手伝いに来てくれることになった。
- ・**学習支援教室**に月2回程度は通うことができるようになった。
- ・**ファミリーサポート協力員、学校、保育園、放課後等デイサービス事業所、民生委員・児童委員、学習支援教室**は、Aさんと何気ない会話を重ねながら見守りを行い、異変があれば、**市こども福祉課**に相談することとしている。

支援のポイント

● 対応窓口の一本化

- ・母親は、次男の福祉サービスの利用を希望しているが、そのほかの介入については拒否していた。そのため、市こども福祉課を対応窓口と定め、母親とAさんとの関係づくりを丁寧に行い、市こども福祉課と一緒に他の関係機関が入るようにした。

● 公的支援制度以外の支援の検討

- ・祖母の存在を把握したため、祖母による支援の可能性を検討した。これまでの関係性を考慮しつつ、母親との相談を重ねて、祖母に依頼することができた。祖母も孫のためにできることをしたいと思っていた。
- ・フードパントリー、子ども食堂、学習支援等を活用することで、Aさんは、多くの支援者（大人）と関わりが持てるようになった。

事例④ 複合的課題がある世帯の中学生への支援

家庭状況

- ・父（50代、外国から仕事をするため来日。ほとんど日本語ができない。就労しているが、コロナ禍のため大幅な減給）、母（40代、夫と同国出身。パニック障害・うつ病のため精神科に通院、夫から暴言あり）、中学2年の長男Aの3人暮らし。
- ・自宅のリフォーム工事により借金。経済的に苦しくなり、父親から母親への暴言がエスカレート。母親の病状悪化。A君は両親の仲裁、家事、母親の精神的ケア、父親の通訳を行う。
- ・A君も、精神的に不安定になり、学校を欠席することが多くなった。両親のことが気になり、勉強に集中できず学力が低下していた。

発見の経緯

病院（精神科：PSW※） → **市社会福祉課（総合相談窓口）**

- ・病院（精神科：PSW）は、母親の通院時にA君が付き添いで来院したことで、A君の存在を把握。丁寧にA君と母親から話を聴くと、借金ができて医療費の支払いが心配なこと、父親の暴言からDVの恐れがあることなどの複合的な課題があることがわかり、母親とA君の同意を得て、**市社会福祉課（総合相談窓口）**に相談することになった。

本人・家族の意向

市社会福祉課（総合相談窓口）が確認

- ・A君は、両親が外国人で周りの人と意思疎通がうまくできないため、日本語ができる自分が何とかしなければいけないと感じていた。一方で、勉強の時間がなく、辛くて逃げ出したい気持ちの葛藤があるが、誰にも言えずにいた。また、本当は高校へ進学したいが、借金があるため諦めていた。
- ・父親は、借金は何とかしてほしいが、A君にさせていることは家の手伝いなので、外の人間に口出しされたくないと思っている。
- ・母親は、父親のことを気にして本音を言えない様子であるが、A君には悪いと思っている。

課題解決の方向性

調整役：市社会福祉課（総合相談窓口） → **社会福祉法に基づく支援会議**

- ・両親は、福祉サービス等の利用を拒んでいるため、**市社会福祉課**は、まずは、借金返済の支援を行うことを通じて、両親との関係づくりに時間をかけて丁寧に行う。

● 父親からのDVと子どもへの影響

- ：市社会福祉課は、警察や市子ども支援課（子ども家庭総合支援拠点）と連携し、緊急時の避難方法等を確認。父親に対して、暴力は犯罪であり、子どもにも精神的大きなストレスを与えること、経済的に困難な状況に対しては、関係機関が協力して支援することを伝える。
- ：母親とA君に、もしもの時は警察や婦人相談センター（DV相談窓口）があることを伝える。

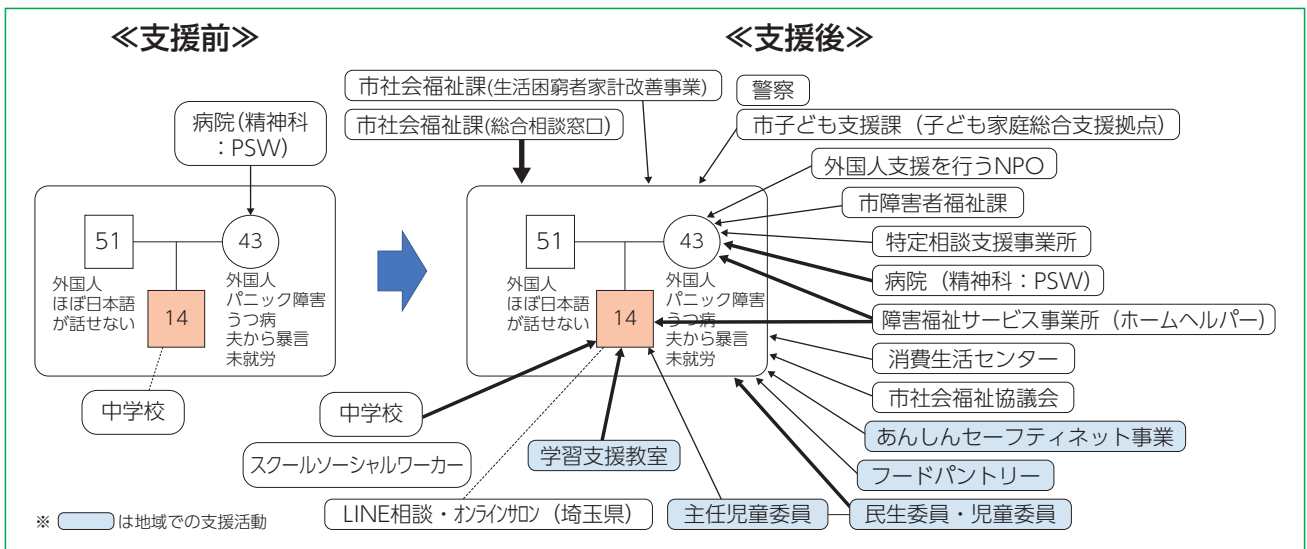
● 生活費、今後の進学費用の相談

- ：市社会福祉課（生活困窮者家計改善支援事業）は、消費生活センターの助言を受け、借金の債務整理の手続きの支援を行う。また、生活費のやりくりについて助言する。収入減が続くようであれば、生活保護の申請を検討する。
- ：市社会福祉協議会は、フードパントリーの実施団体を紹介し、活用につなげる。また、生活が逼迫した状態であるため、一次的な支援として、彩の国あんしんセーフティネット事業による現物給付（食料、食材の購入）を実施する。さらに、高校への進学費用に関して、教育支援資金や奨学金制度等の活用が可能であることを情報提供する。

● ケア負担の軽減

- ：特定相談支援事業所は、市障害者福祉課とともに、母親の障害福祉サービス（居宅介護による家事援助等）の利用を検討する。

※PSW＝精神保健福祉士



：市社会福祉協議会は、父親の通訳が必要な場合は、**県国際交流協会**や**外国人支援を行うNPO団体**が相談に応じてくれることを伝える。また、地域を担当する**民生委員・児童委員**に顔つなぎをし、困りごとがあれば相談に乗ることを伝える。

● **孤立防止、日常的な相談機会**

- ：市社会福祉課は、**学校及びスクールソーシャルワーカー**にA君の状況について情報提供。**学校**は、必要に応じた声かけや配慮を行い、相談しやすい環境をつくる。**スクールソーシャルワーカー**は、定期的に家庭訪問を行い、家族の状況や思いを聴く。
- ：A君は、勉強の遅れを心配していたため、**学習支援教室**を紹介し、活用につなげる。
- ：息抜きのため、**ピアサポート（ヤングケアラーオンラインサロン）**に参加してはと紹介する。また、悩みがある時には、**LINE相談（埼玉県ヤングケアラーチャンネル）**があることを情報提供した。

支援の結果

- ・債務整理を終え、進学費用に関しても活用できる奨学金が分かったため、経済的な心配が解消されたことで、父親の気持ちが安定。A君が夫婦喧嘩の仲裁をすることは減った。また、母親も**障害福祉サービス（ホームヘルプ）**を利用するようになり、A君が自分のために使える時間が増え、休まずに学校に通えるようになった。
- ・**学習支援教室**では、勉強だけでなく色々なこと教えてくれるため、相談できる場所となった。
- ・**学校、ホームヘルパー、医療機関（PSW）、民生委員・児童委員、学習支援教室**は、何気ない会話を重ねながら見守りを行い、異変があれば、**市社会福祉課**に相談することとしている。

支援のポイント

● **両親との信頼関係づくり**

- ・「親の手伝いは子どもの役目」という親の認識があり、福祉サービスの利用を拒むが、目の前の課題である「債務整理」の支援を早急に行うことで、両親との信頼関係づくりを進めることができ、福祉サービス等の利用を徐々に受け入れることになった。

● **多様な関係機関との調整**

- ・総合相談窓口の担当者が調整役となり、多様な関係機関をつなぎ、支援にあたった。
- ・多くの支援者が関わる中で、A君は、多くの支援者（大人）と関わりが持てるようになった。

7 参考資料

(1) 主な支援制度・サービスの一覧

<ヤングケアラーの主な相談窓口>

	主な相談内容	相談窓口
子どもや家庭	子どもや家庭に関する様々な相談に応じ、必要な支援を行う。児童手当及び児童扶養手当、保育施設の利用相談等。	市町村児童福祉担当課 子ども家庭総合支援拠点
	主任児童委員による相談、見守り、専門機関等へのつなぎ。	市町村民生委員・児童委員協議会
教育や進学、 学校生活	学校生活上の困りごとの相談。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援。	市町村教育委員会 教育支援センター（適応指導教室）
障害者・児のケア	障害福祉サービス等に関する相談、障害者手帳の申請。	市町村障害福祉担当課
	障害福祉サービスに関する相談、利用計画の作成。	特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）
	発達障害に関する相談。	発達障害者支援センター
	高次脳機能障害に関する相談。	高次脳機能障害者支援センター
高齢者のケア	医療的ケア児等に関する相談。	市町村、医療的ケア児等支援センター（地域センター）
	介護保険や高齢者福祉サービスに関する相談。	市町村高齢者福祉担当課
	地域住民の保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援（介護予防、総合相談、権利擁護等）。認知症ケアに関する相談。	地域包括支援センター
経済的な問題	ケアプランの相談・作成。	居宅介護支援事業所
	生活保護の申請、要保護世帯への保護費等の給付。	市社会福祉担当課（市部） 県福祉事務所（町村部）
心の健康や悩み	暮らしや仕事、住まいなど生活にお困りの方の総合相談。	生活困窮者自立相談支援機関 （市部は各市、町村部は県）
	精神的な病気、不安や悩みで生活に支障がある、対人関係・ひきこもりの悩み、飲酒問題、薬物依存等の相談。	市町村保健センター、保健所 精神保健福祉センター
病気・医療等	患者やその家族の経済的、心理的、社会的な問題の相談。社会復帰の促進、学校や福祉機関等への連絡等。	病院、診療所 （地域医療連携室等）
	難病患者に関する相談。	難病相談支援センター
	若年性認知症に関する相談。	埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター
外国ルーツを持つ 子ども・家庭	多言語による相談窓口。生活、通訳、日本語指導等の情報提供や支援を行う。	市町村多文化共生担当課 外国人総合相談センター埼玉
福祉全般に関する こと（困りごと）	福祉の総合相談、ボランティア活動の普及・調整等。	市町村社会福祉協議会
	民生委員・児童委員による相談。実情把握・見守り活動、相談援助活動、専門機関へのつなぎ。	市町村民生委員・児童委員協議会

<悩んだ時の電話相談・SNS相談>

区分	名称	内容	連絡先・受付
電話	子どもスマイルネット	いじめ、友達、学校、親、どんなことでも	048-822-7007毎日10:30～18:00 （祝・12/29～1/3を除く）
	よい子の電話教育相談 （子ども用・大人用）	いじめ、不登校、学校生活、性格などの悩み	#7300 又は 0120-86-3192 毎日24時間
	児童相談所相談専用ダイヤル	子どもの福祉に関する相談、虐待対応	0120-189-783 虐待対応「189」

区分	名称	内容	連絡先・受付
SNS	埼玉県ヤングケアラーチャネル (LINE)	ヤングケアラーの悩み (ケア、家族、生活、進学等)	月～金 11:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)
	親と子どもの悩みごと相談@埼玉 (LINE)	親子関係の不安や悩み	月～金 9:00～21:00、土日祝 9:00～17:00 (年末年始を除く)
	SNS教育相談 (LINE)	悩みや不安、どんなことでも	月～金 17:00～22:00 (祝・年末年始を除く)
	よい子の電話教育相談 (メール)	いじめ、不登校、学校生活性格などの悩み	soudan@spec.ed.jp

<主な支援制度・サービス>

分野	サービス(事業)・支援名	内容	提供主体	根拠法令
児童福祉	子どもや家庭に関する支援	地域の子供の福祉に関する様々な問題について、家庭からの相談に応じ、必要な助言を行う施設。	児童家庭支援センター (県内3カ所)	児童福祉法
	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、保健師・ヘルパー・子育て経験者がその居宅を訪問し、養育に関する指導、育児・家事の援助、助言等を行う。	市町村児童福祉担当課	児童福祉法
	子育て世帯訪問支援事業	要支援・要保護児童等を対象に訪問し、家事・育児等の支援を行う。	市町村児童福祉担当課	児童福祉法
	放課後等デイサービス等の障害児通所支援・利用相談	学校の授業終了時や休業日に、障害のある子どもに対して、発達支援のためのサービスを提供する。	放課後等デイサービス事業所	児童福祉法
	ファミリーサポートセンター	障害のある子どもが障害児通所支援 (児童発達支援・放課後等デイサービス等) を利用する前に障害児支援利用計画の作成等を行う。	障害児相談支援事業所	児童福祉法
	児童館	住民同士の支え合いにより、学校や保育園の送り迎え、病気や外出時の子どもの預かり支援を行う。	市町村児童福祉担当課	児童福祉法
	放課後児童クラブ	0～18歳までの児童に対して、健全な遊び場の確保、健康増進、色々な遊びを提供する。	市町村児童福祉担当課	児童福祉法
	放課後児童教室	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る。	市町村児童福祉担当課	児童福祉法
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)、一時預かり事業	全ての児童を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休み等に、小学校の余暇教室や体育館、公民館等において、地域住民等の参画を得て多様な体験プログラム、交流活動、スポーツ活動を行う。	市町村教育委員会	社会教育法 新・放課後子ども総合プラン
	家庭での養育が困難な子どもへの支援	保護者の病気、疲労もしくは身体、精神、環境上の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、市町村長が児童養護施設などで保護する事業。	市町村子育て支援担当課	児童福祉法
教育	家庭での養育が困難な子どもたちを支援する場合、児童養護施設等への入所の相談を行う。	市町村児童福祉担当課、児童相談所等	児童福祉法	
学校における支援	スクールカウンセラー (心理に関する専門家)、スクールソーシャルワーカー (子供をとりまく環境への働きかけ、関係機関と調整をおこなう福祉に関する専門家) 等の専門職が相談に応じ、児童生徒本人及びその家庭への支援などを行う。不登校児童生徒及び保護者の意向を尊重しつつ、家庭訪問やICTなどを活用した学習支援を行うとともに、学校外の学習の場などの情報提供を行う。	埼玉県教育委員会、学校	教育機会確保法	

分野	サービス(事業)・支援名	内 容	提供主体	根拠法令
教育	国公立高等学校に進学する生徒への修学支援制度	所得に応じて、支援金や減免、給付金により、授業料や入学料、教科書代や学用品代等の教育費の負担を軽減する。※国立、市立高校については各学校にお問い合わせください。	県教育委員会 他	—
	私立高等学校等に進学する生徒への修学支援制度	所得に応じて、支援金や補助、給付金により、授業料や入学金、教科書代や学用品代等の教育費の負担を軽減する。	県学事課	—
	埼玉県高等学校等奨学金	経済的理由により修学が困難な高校生等を対象として奨学金の貸与を行う。	県教育委員会	—
青少年 若者	就労相談、職場体験等	働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方を対象に、カウンセリング・セミナー・職場体験等の各種職業的自立支援を行う。	地域若者サポートステーション 若者自立支援センター埼玉	若雇用促進法
	介護分野・保育分野で修学や就職のための支援資金貸付制度	介護福祉士・保育士を目指す学生の修学資金をはじめ、離職者の再就職のための準備金等のための貸付等を行う。	埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター	平成5年5月31日厚生省発社援第164号 平成28年2月3日厚生労働省雇児発0203第3号
障害 福祉	居宅介護（ホームヘルプ）	障害ホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつ等の身体介護や調理、掃除等の家事（家事援助）を行う。	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法
	外出支援（同行援護、移動支援等）	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う。	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法
	短期入所や日中一時支援の利用相談・支援	家族が一時的な休息のために介護ができない場合などに、日中、見守りや社会適応訓練などを利用できるように相談を行う。	市町村障害福祉担当課	障害者総合支援法
		自宅で介護する方が、病気や一時的な休息のために介護ができない場合、短期間、夜間も含めて介護等を行う。	障害福祉サービス事業所	
	就労を希望する障害者に関する相談	就職を希望する障害者や職場定着が困難な方を対象に、雇用・福祉・教育等の関係機関と連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う。	障害者就業・生活支援センター	障害者雇用促進法
		障害者やその家族の求めに応じて職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援などを身近な地域で行うため、市町村が設置している。	市町村障害者就労支援センター	—
手話通訳・要約筆記の派遣	病院の診察・健康診断、就職・転職、入学・卒業式、授業参観、家庭訪問、市役所への相談などの際に、障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳・要約筆記者の派遣を行う。	市町村障害福祉担当課、 埼玉聴覚障害者情報センター	障害者総合支援法	
高齢者 福祉	訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の世話を行う。	訪問介護事業所	介護保険法
	通所介護（デイサービス）	通所介護の施設に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、生活機能の維持・向上のための機能訓練を行う。利用者の社会的孤立感の解消と、心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減などを目的とする。	通所介護（デイサービス）事業所	介護保険法

分野	サービス(事業)・支援名	内容	提供主体	根拠法令
高齢者福祉	短期入所生活介護(ショートステイ)	介護保険施設等に短期間入所させ、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。対象者は、心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等で一時的に在宅での日常生活に支障がある者で、家族の負担軽減などを目的とする。	介護老人福祉施設等	介護保険法
	福祉用具のレンタル・購入	できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況等を踏まえ、福祉用具のレンタル等の支援を行う。貸与になじまない福祉用具(特定福祉用具)は、購入等の支援を行う。	福祉用具貸与・販売事業所等	介護保険法
	介護者サロン	介護している方同士が介護の疑問などについて情報交換したり、日ごろの悩みを話し合ったりする交流の場。	地域包括支援センター、ボランティア団体	—
	認知症カフェ(サロン)	認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人々など誰もが気軽に参加できる「つどいの場」。情報交換、医療や介護の専門職に相談ができ、地域の人との交流の場。	地域包括支援センター、社会福祉法人、ボランティア団体等	—
生活困窮	生活保護	困窮世帯への保護費等の給付。健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する。	市社会福祉担当課(市部) 県福祉事務所(町村部)	生活保護法
	就学援助制度	経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、通学費、校外活動費、クラブ活動費、学校給食費等の援助を行う。	市町村教育委員会	学校教育法
	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者の自立の促進を図るため、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、その人の状況に合わせたプランを作成し、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整を行う(自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援、就労支援、学習支援等)。	生活困窮者自立相談支援機関(市部は各市、町村部は県)	生活困窮者自立支援法
	生活福祉資金貸付制度	世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的として、低所得世帯等を対象にした資金の貸付(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等)と必要な相談支援を行う。	市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金	母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のない20歳未満の子、寡婦等を対象に、生活の安定と向上のために必要な資金の貸付を行う。	市町村ひとり親家庭支援担当課、埼玉県福祉事務所(県内4カ所)	母子及び父子並びに寡婦福祉法
医療・保健	訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ	看護師や理学療法士等が訪問し、服薬の管理、生活リズムの調整(診療の補助、療養上の世話)、リハビリ等を行う。	病院、訪問看護ステーション、訪問リハビリ事業所	健康保険法・介護保険法
地域福祉	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方(高齢者、精神障害者、知的障害者)を対象とした、福祉サービスの利用の申込、契約手続き、日常的な金銭の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いを行う。	市町村社会福祉協議会	社会福祉法
	シルバー人材センターによる家事援助	ゴミ出し手伝い、掃除、洗濯、蛍光灯や電球の交換など、ひとりでは行き届かない「家庭内のちょっとしたお困りごと」のサポートを行う。	シルバー人材センター	高齢者雇用安定法
	子ども食堂	子どもが一人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂。親や地域住民も参加できるところも多く、地域コミュニティの場にもなっている。	NPO、自治体、ボランティア団体等	—

分野	サービス(事業)・支援名	内容	提供主体	根拠法令
地域福祉	学習支援教室	子どもの学習支援及び保護者の支援。食事の提供や体験活動を行うこともある。	NPO、ボランティア団体等	—
	プレーパーク	「冒険遊び場」とも呼ばれる、子どもたちが自由に遊べる場。	NPO、ボランティア団体等	—
	フードパントリー	フードバンクや企業等から提供を受けた食品などを、ひとり親世帯や困窮世帯等に無料で配付する活動。	NPO、ボランティア団体等	—
	ピアサポート	当事者同士の交流や悩み等を共有できる居場所。オンラインによる開催もある（若年性認知症の親、精神疾患の親、きょうだい等）。	埼玉県、NPO、ボランティア団体等	—
	見守り、つなぐ支援	ヤングケアラーではないかと思う子どもがいる場合に情報共有、支援協力を行う。	親戚や近隣住民、自治会、子ども会、ボランティア団体等	—
その他	子どもから大人までひきこもりに関する相談	ひきこもりの当事者の方やご家族の方のお悩み相談を行う。身近な地域での居場所・相談場所の案内、親の会などを紹介する。	埼玉県ひきこもり相談サポートセンター さいたま市こころの健康センター	—
	成年後見制度利用に関する相談	成年後見制度利用に関する相談、成年後見・保佐・補助を申立てるための手続きや必要書類等の相談などを行う。	市町村相談窓口、さいたま家庭裁判所(後見センター及び各支部・出張所)、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、埼玉県社会福祉士会等	民法
	権利擁護に関する相談	高齢者、障害のある方等の権利が侵害されないよう、生活上の悩みや困りごとに対して、生活相談や法律相談を行う。	埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	—
	消費者被害相談	商品購入のトラブルなど消費生活に関する相談。	市町村消費生活センター、埼玉県消費生活支援センター	消費者安全法
	ひとり親・女性への支援	ひとり親家庭の様々な相談に応じ、問題解決につながる支援を行う（法律相談、就業に向けた講座等）。	母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法
		女性の再就職など、様々な働くことに関する相談を行う。	ハローワーク（女性・マザーズコーナー）、埼玉県女性キャリアセンター	職業安定法
外国ルーツを持つ子ども・家庭への支援	地域に居住する外国籍の人たちの悩み事・生活相談、多言語での生活情報提供、日本語学習機会・情報の提供、意思疎通支援等を行う。	市町村多文化共生担当課、県・市国際交流協会、NPO法人等	—	
	法律相談、日常の様々なトラブルや在留資格（ビザ）、事件・事故、離婚や相続についての相談を行う。	外国人総合相談センター埼玉、埼玉弁護士会	—	

(2) 地域における主な支援活動

主任児童委員、民生委員・児童委員

- 日頃から地域の見守りや声かけを行い、守秘義務を持ちながら相談を受けた困りごとを専門職へつなぐなど、住民に最も身近な地域で活躍しています。
- 主任児童委員は、学校と接点を持ち、子どもの支援や相談に応じます。

〔ヤングケアラー支援にあたっての期待〕

- ヤングケアラーに早期に気づき、声をかける
- 学校におけるヤングケアラーの学びを支援する
- 支援が必要な場合は、適切な支援やサービスにつなぐ
- ヤングケアラーの社会的認知度を高める（対応できる人材の育成）

取組事例：学校・さわやか相談室と主任児童委員の連携

- 主任児童委員のAさんは、生徒の思いや悩みに寄り添う「さわやか相談室」を定期的に訪問し、校長先生や教頭先生、さわやか相談員と、個々の生徒の悩み、問題を共有している。
- 訪問の度に、生徒に話しかけて関係を築いている。放課後の居場所として、地域には子ども食堂や学習支援の場があるため、来てみたらと誘うが、来てくれるまでには本当に時間がかかる。家や学校以外で地域の人と触れ合う場に出ることは大変勇気がいることなので、急かさずゆっくりと関係を保ち続けることを心掛けている。来てくれるまでに2年かかることもある。

子どもの居場所

- 食事や学習、遊びの場など地域の自発的な取組として多様な形で広がっています。孤立しがちなヤングケアラーが、**地域・社会とつながることができる拠点として有効です。**

〔ヤングケアラー支援にあたっての期待〕

- ヤングケアラー及びその家族の孤立防止
- 信頼できる大人と出会える場→ 困った時に相談ができる場
- 家（ケア）を離れて、ほっと息抜きができる場
- 自分の時間として使える場

<子ども食堂>

- 子どもが一人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂です。食事を提供するだけでなく、学習支援や体験の機会を提供しているところも増えています。
- 夜一人で食事をしている子どもや、忙しくて食事を作ることのできない家庭に対して、一緒に食卓を囲み、団らんすることで、顔の見える関係を築くことができ、困った時には相談ができる居場所となっています。
- 栄養バランスの良い食事が食べられ、また、食事を作る負担を軽減できます。

取組事例：志木のまいにち子ども食堂

- 市民や地元企業・団体の協力のもと、食事提供を週3日（水・金・土）、食品無料配布（フードパントリー）を週2日（火・木）、食品等の収集（フードドライブ）を週1日（月）、ひとり親家庭への食品配送（3か月に1回）、学習支援団体へのお菓子等の提供（4か月に1回）を実施している。
- 様々な支援を組み合わせることで、子どもや親との接点が多くなり、関係が深まり、言いたいことを話してもらえる。そして、会話を通じて学校に行けていない子ども（不登校）等がいることも分かる。無理に理由を聞こうとせずに、何か困っていることがあれば相談に乗り、できる支援を行い、相談者とつながり続けている。
- 必要に応じて、スクールソーシャルワーカーと情報共有を行っており、子どもの気持ちに寄り添い、居場所となる食堂に来られなくなることはないよう、適切な連携をとっている。

<学習支援教室>

- 生活困窮者自立支援制度の学習支援教室（P53参照）のほか、市町村社会福祉協議会、NPO等が行う学習支援教室があります。
- 単に勉強を教えるだけでなく、ときには家庭訪問を行い、保護者を含めて家庭を支え、子どもが安心して過ごせる居場所となっています。
- 学習支援教室は、自分の時間がとれないヤングケアラーに対して、**進路の選択を狭めないように勉強を教えたり、将来についての相談をしたりできる場所です**。また、学校を休みがちになっている場合や宿題を忘れてしまう子には、そばについて勉強をみてあげられます。
- 食事の提供や、送迎を行っている学習支援教室もあります。また、学校や本人、家族の希望に応じて、子どもを朝起こして学校へ送る、放課後に家庭まで送り届けるなどの活動をしているところもあります。

取組事例：子どもの可能性を開く取組（彩の国子ども・若者支援ネットワーク）

- 県内23町村と25市を対象に生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援・生活支援事業の委託を受けて、生活に困窮している世帯の子どもの家庭訪問と学習支援教室を行っている。
- 勉強を教えるだけでなく、学校や家庭の状況や希望に応じて、三者面談への同席、登下校の付き添い、奨学金の情報提供・作成補助等の支援も行っている。
- 子どもたちが将来の夢や進路を諦めないように、その子が自分の可能性を最大限広げる支援を目指し、実践している。

<プレーパーク（子どもの遊び場）>

- 「冒険遊び場」とも呼ばれる、子どもたちが自由に遊べる場です。遊具で遊ぶだけでなく、ロープやのこぎりを使って工作したり、穴を掘ったり、焚火で料理をしたり、子どもたちが自分の力で遊びを作り上げていきます。
- 子どもたちが、遊びや体験、人との交流を通じて、多様な学びを得ることができます。また、顔の見える関係を築くことができ、困った時には相談ができる居場所となっています。
- 子どもの目線に立ち、遊びの環境づくりや働きかけをする「プレーリーダー」は、子どもたちの変化・声に気づき寄り添い、時には家族にも学校にも言えない心の内を打ち明けられる存在になります。



<参考>

- ・「こどもの居場所づくりスタートブック（こども応援ネットワーク埼玉（埼玉県少子政策課）」
- ・「サロンスタートブック（埼玉県社会福祉協議会）」



<https://kodomooouen.pref.saitama.lg.jp/document>



http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/learn_5.html

フードパントリー（食品の無料配付）

- ひとり親世帯など様々な事情を抱え、生活が苦しいと感じている世帯を中心に、フードバンクや企業、団体などから提供を受けた食品や日用品等を無料で配付する活動です。貧困の連鎖解消や食品ロス削減の環境対策など、SDGs活動にもつながるため、多くの企業や団体が取組に賛同し、食材提供や配送等に協力しています。

- 定期的な配付により、ヤングケアラー及びその家族と関係を築くことができ、困りごとがあれば、必要に応じて市町村や関係機関などにつなげる「地域のセーフティネット」としての役割も果たしています。
- 子ども食堂等の居場所とあわせて実施することもあります。

取組事例：越谷子育て応援フードパントリーせんげん台

- 子ども食堂開設後に、フードパントリーと学習支援教室を同時に始めた。
- 単に食材を渡すだけでなく、様々な事情を抱え生活が苦しいと感じている世帯に、パントリーを通じて、声をかけ、気持ちに寄り添うことを大切にしている。
- 親御さんが肩の力を抜いて話せる居場所、子どもたちがほっとできる居場所、信頼できる大人と出会える場所となっている。
- また、パントリー活動を継続するには、地域の協力が不可欠であるため、食品の保管や輸送に様々な企業等から協力を得ている。さらに地域を支える協力者を増やすための啓発も行っている。

<参考>

「始めようフードパントリー
(埼玉フードパントリーネットワーク)」



<http://saitama-fpn.main.jp/start>

ピアサポート（当事者同士による支援）

- 当事者同士の支え合いにより、居場所や話し合う場づくり等を行う活動です。似た境遇の方々と交流することで、孤立を防いだり、精神的な負担を軽減したりすることができます。
- ヤングケアラーがケアをする時間帯を考慮し、夜間にオンラインで開催するサロンもあります。

取組事例：オンラインサロンを開催 ケアカフェ碧空“りく”（草加市）

- 家族の介護、きょうだいの世話、家計を支えるための労働、家事、家族の精神面のサポートなどを行っている（していた）子ども・若者たちの居場所。月1回開催。市外の方も参加可能。
- 元ヤングケアラーの代表が、当時、悩みやつらさ、将来のことを話す場がなかったことから、ヤングケアラーが気軽に集える場所をつくりたいと思い立ち上げた。
- 設立にあたっては、草加市の介護者支援の会や社会福祉協議会が支援。現在も財政的な支援や運営のアドバイスなど、バックアップしている。
- 参加者にとって「悩みを共有できる」、「ケアが落ち着いた後の次のステップに踏み出すための相談ができる」場となっている。



<参考> ・「ヤングケアラーオンラインサロン（埼玉県）」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/youngcarer-online.html>



・「埼玉県ヤングケアラーチャンネル（埼玉県）」



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/youngcarer-line.html>

・「関係機関・民間支援団体等による介護者サロン事例集（埼玉県）」



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/carer-saron.html>

・ヤングケアラー全般を対象とした支援団体の例

- ・一般社団法人ヤングケアラー協会 <https://youngcarerjapan.com/>
- ・一般社団法人ケアラーワークス https://youngcarer-salon.com/?page_id=994
- ・横浜ヤングケアラーヘルプネット https://www.facebook.com/wakamonokaigo/?locale=ja_JP
- ・特定非営利活動法人ふうせんの会 <https://ycballoon.org/index.html>

・ケア対象者との関係性や病気・障害に特化した支援団体の例

- ・精神疾患の親……………精神疾患の親を持つ子どもの会（愛称：こどもぴあ）
<https://kodomoftf.amebaownd.com/>
- ・若年認知症の親……………若年認知症の親と向き合う子ども世代のつどい(まりねっこ)
<https://www.instagram.com/marinekko.team/>
- ・耳が聞こえない兄弟姉妹……………聞こえないきょうだいをもつSODAソーダの会
<https://soda-siblings.jimdofree.com/>
- ・障がい児や病児のきょうだい……………障がい児のきょうだいと家族を支援する会ブレイブキッズ
<https://brave-kids.jimdofree.com/>

社会福祉法人による公益的な取組

<埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会による取組>

地域住民が抱える困難な福祉課題の解決のため、県内社会福祉法人が協働し、生活困窮者の相談支援等の社会貢献活動を実施しています。

**彩の国あんしん
 セーフティネット事業
 （相談支援）**

生活にお困りの方を対象として相談支援を行います。支援は、市町村や相談支援機関などと連携して行います。逼迫した状況の場合は、支援の1つとして現物給付があります。



就労支援事業

働くことへのサポートが必要な方に、社会福祉法人が短期就労体験などの受け入れを行います。



**衣類バンク事業
 （子どもの衣類提供）**

地域の皆様や企業などからの寄付により収集した子どもの衣類（新品・未使用品）を必要とする世帯にお送りします。



<各社会福祉法人による取組の例>

地域の課題に即して、各社会福祉法人が独自に取組を行っています。

- ・法人施設の空きスペースを「子ども食堂」に場所を提供。
- ・法人施設内の厨房を活用し、ひとり親や生活困窮家庭に弁当をお届け。
- ・市内の社会福祉法人でネットワークを組み、総合相談窓口を設置。

取組事例：かすかべココつな便(社会福祉法人との連携による「ひとり親家庭への相談支援 + 食材提供」)(春日部市社会福祉法人連絡会)

- 法人連絡会会員である市社会福祉協議会及び対応可能な社会福祉法人にて、相談支援と食材提供を行う「ココつな便」を実施(月1～2回)している。
- 定期的に世帯と関わり話を聞いているため、支援が必要な場合は、市や関係機関のほか、市内の子ども食堂や学習支援教室等につなぐことができる。
- 「ココつな便」では、生鮮食品を提供できるよう、法人施設や住民の家庭菜園で収穫した野菜やお米等を寄贈していただくなど、食材や寄付を集める活動を同時に実施している。

地域の見守り活動、支え合い活動

- ケアで毎日気を張り詰めているような状況の中、ご近所や親戚などからの生活の手助けや声かけは、ヤングケアラーとその家族の精神的な負担の軽減につながることがあります。

〈声かけの例〉

- 「たくさん作ったから、食べてもらえますか？」
- 「〇〇の買い物、一緒にしておきましょうか？」
- 「フードパントリーの食品ロスを避けるためよかったです。」
- 「ついでに、一緒にゴミ出ししましょうか？」

- 一人ひとり置かれている状況や気持ちも異なるので、本人が話したがらない場合もあります。本冊子の相談ができるところの情報、集まりやWEBサイトなどの紹介も支援の一つです。

<参考：ヤングケアラーの相談先、集まり等の情報>

- ・「こどもがこどもでいられる街に。」
(厚生労働省ヤングケアラー特設サイト)
- ・「ケアラー(介護者等)支援」
(埼玉県ホームページ)



<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/kaigosya-kouhou.html>

(3) アセスメントシート (例)

参考：ヤングケアラーに特化したアセスメントシート (出典：入間市)

初期情報シート

ふりがな
氏名 _____ (歳) ()

1. ヤングケアラーと思われる理由

[]

2. ヤングケアラーと思われる状況 (該当する項目に☑・聞き取り内容を記載)

※複数のきょうだいがいる場合には、分かるように名前を記入してください

【子どもについて】

- 登校状況
 - 欠席が多い、不登校
 - 遅刻や早退が多い
 - 幼稚園や保育園に通園していない
 - 高校に在籍していない
- 学習面
 - 授業中の集中力が欠けている、居眠りをしていることが多い
 - 学力が低下している
 - 宿題や持ち物の忘れ物が多い
- 生活面
 - 身だしなみが整っていないことが多い (季節に合わない服装をしている)
 - クラスメイトとの関わりが薄い、一人であることが多い
 - 保健室で過ごしていることが多い
 - 給食時に過食傾向がみられる (何度もおかわりをする)
 - 極端に痩せている、痩せてきた
 - 極端に太っている、太ってきた
 - 生活リズムが整っていない
 - むし歯が多い
- 放課後・校外
 - 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
 - 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
 - 家族の介護をしている姿を見かけることがある
 - 子どもだけの姿をよく見かける
 - 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない
- その他 (様子等)
 - 表情が乏しい
 - 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
 - 精神的な不安定さがある
 - 家族・将来 に対する不安や悩みを口にしている
 - 会話の中で「家族が心配だ」とか「自分が面倒を見なければならない」といったことを漏らすことがある

【保護者の子どもへの関わりについて】

- 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- 学校（部活を含む）に必要なものを用意してもらえない
- 弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い
- 部活に入っていない
- 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- 校納金が遅れる。未払い
- 必要な病院に通院・受診ができない、服薬できていない
- 予防接種を受けていない

【担っているケア・サポートについて】

①



障がいや病気のある家族に代わり
買い物・料理・掃除・洗濯などの
家事をしている

②



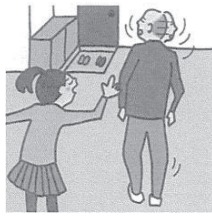
幼いきょうだいの世話をしている
 きょうだいの送迎をしている

③



障がいや病気のある
きょうだいの世話や
見守りをしている

④



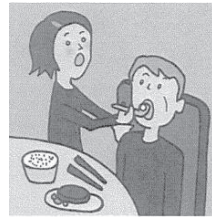
目を離せない家族
の見守りや声かけなど
の気づかいをしている

⑤



がん・難病・精神疾患
など慢性的な病気の
家族の看病をしている

⑥



障がいや病気のある
家族の身の回りの
世話をしている

⑦



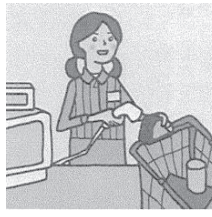
障がいや病気のある
家族の入浴やトイレ
の介助をしている

⑧



保護者が日本語を話せず、子ども自身が
各種手続きの通訳を担っている

⑨



家計を支えるために労働をして障がいや
病気のある家族を助けている
 生活のために（家庭の事情により）
就職・アルバイトをしている

⑩



アルコール・薬物・ギャンブル問題を
抱える家族に対応している

3. 家族について

家族構成	同・別居	ケアしている人	ケア内容 (番号)	その他(各種手帳・病名・経済面等)	サービス利用の有無
母親(養母・継母)	同・別				
父親(養父・継父)	同・別				
きょうだい()人	同・別				
祖母(母方・父方)	同・別				
祖父(母方・父方)	同・別				
その他()	同・別				

↑◎ヤングケアラー(疑い)、〇ケアラー(疑い)

【サービス利用の状況】 ※誰に対してどのぐらいの頻度でどのようなサービスが入っているかを記入

障害の程度や要介護の重さと比較して、実際に利用している公的サービスが少なく
主に家族内で介護をしている

公的サービスに関し、契約者が「人手もあるので家族内で面倒を見る」など子どもの存在を
前提として、積極的な利用を行わない傾向にある

【ケア・サポートについて】

①ケア・サポートに費やしている時間

平日	休日	時間
		1時間未満
		1時間以上2時間未満
		2時間以上4時間未満
		4時間以上6時間未満
		6時間以上8時間未満
		8時間以上

②一緒にサポートする・している人がいるか

いない いる()

4. 子ども自身の認識や意向について

①体調面での自覚症状の有無 なし あり()

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか
 話せていない 話せている→誰に()

③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか
 いない いる→誰か()

④子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか
 認識していない 認識している()

⑤子ども自身がどうしたいと思っているか(想い・希望)

5. 相談者・周囲の想い・希望

記入年月日： 年 月 日、所属・氏名()

参考：世帯全体を捉えたアセスメントシート（出典：富士見市子ども未来応援センター）

アセスメントシート

支援番号	氏名	作成者	作成日		
支援対象者の状況	項目	基本情報・現状	本人の主張・希望	担当から見たプラス面	担当から見たマイナス面
	精神・心理面 身体面	(疾病、障がい、発達、情緒、通院や制度利用状況など)			
	生活面	(衣食住・生活習慣など) (学習面・交友関係など) (その他)			
	就園・就学 状況	所属：			
	興味・関心				
	その他	(家族との関係・成育歴など)			
世帯の状況	項目	基本情報・現状	保護者、家族の主張・希望	担当から見たプラス面	担当から見たマイナス面
	精神・心理面 身体面	(疾病、障がい、不安、依存、通院や制度利用状況など)			
生活面	(家の様子・養育能力・社会生活力など)				

項目	基本情報・現状	保護者、家族の主張・希望	担当から見たプラス面	担当から見たマイナス面
世帯の状況	経済面	(仕事内容・収入・資産・負債など)		
	家族関係	(父母・きょうだい他)		
	その他親族・友人関係			
	その他資源	(関係機関との繋がりなど)		

ジェノグラム・エコマップ

見立て・課題

参考：総合相談に対応するアセスメントシート（出典：鳩山町）

つなぐシート(アセスメント)

番 号		更新日時	年 月 日	更新者	
初回相談経路		相談者住所		相談者電話	
対 象 者		住 所			
生 年 月 日		電 話 番 号			
支 援 事 業	<input type="checkbox"/> 多機関協働 <input type="checkbox"/> アウトリーチ等 <input type="checkbox"/> 参加支援 <input type="checkbox"/> その他()				

初回相談時の内容	

相 談 課 題				
病 気	ケ ガ	身 体 障 害	知 的 障 害	
精 神 障 害	障 害 者 手 帳 の 有 無	障 害 の 疑 い	自 殺 企 図 ・ 希 死 念 慮	
メンタルヘルスの課題	住 ま い 不 安 定	ホ ー ム レ ス	経 済 的 困 窮	
債 務 ・ 金 銭 問 題	家 計 管 理 の 課 題	就 職 ・ 求 職 に つ い て	就 職 定 着 困 難	
生 活 習 慣 の 乱 れ	社 会 的 孤 立	ニ ー ト ・ ひ き こ も り	家 族 ・ 家 族 関 係 の 問 題	
人 間 関 係 の 問 題	介 護	認 知 症 (疑 い 含 む)	子 育 て	
不 登 校	非 行	中 卒 ・ 高 校 中 退	ひ と り 親	
D V ・ 虐 待	外 国 籍	刑 余 ・ 触 法 者	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン が 苦 手	
識 字 ・ 言 語 ・ 理 解 力 の 課 題	被 災	食 べ る も の が な い	財 産 管 理 に つ い て	
成 年 後 見 制 度 に つ い て	買 い 物 ・ ゴ ミ 出 し	移 動 手 段 に つ い て	地 域 と の 関 係	
その他()				
◎→主課題/緊急課題 ○→副課題/将来的課題 △→要アセスメント				

対 象 者 概 要	
学歴・成育歴・職歴・疾患・障害等	家族情報(ジェノグラム等)

主 訴 ・ 具 体 的 課 題

特 記 事 項

支 援 連 携 先 一 覧

参考：既存のアセスメントシートに加えて、チェックする項目

(出典：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(令和2年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング))

【図表5】「子どもの権利」に関するアセスメント項目

健康に生きる権利	
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	★
<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	★
<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた
<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた
<input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている	<input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない
<input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）	
教育を受ける権利	
<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校	★
<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	★
<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	★
<input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
<input type="checkbox"/> 学力が低下している	
<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
<input type="checkbox"/> 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない	
<input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い	
<input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い	
<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
<input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い	
<input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い	
<input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	
子どもらしく過ごせる権利	
<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている	★
<input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける	<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
<input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた

【図表6】家族の状況に関するアセスメント項目

サポートが必要な家族の有無とその状況	
<input type="checkbox"/> 特にいない（＝「ヤングケアラーではない」）と判断	
<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い
<input type="checkbox"/> 障がいがある	<input type="checkbox"/> 親が多忙
<input type="checkbox"/> 疾病がある	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
<input type="checkbox"/> 精神疾患（疑いを含む）がある	<input type="checkbox"/> 生活の能力・養育能力が低い
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由	<input type="checkbox"/>

子どもが行っている家族等へのサポートの内容	
<input type="checkbox"/> 特にしていない（＝「ヤングケアラーではない」）と判断	
<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助
<input type="checkbox"/> 情緒的※な支援	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与
<input type="checkbox"/> 通訳（日本語・手話）	

※精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

(4) 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 委員名簿

(令和4年度)

No.	分野	所属	役職	氏名
1	学識経験者	立教大学コミュニティ福祉学部	助教	田中悠美子
2	経済団体	埼玉経済同友会	専務理事 事務局長	大石 克紀
3	子どもの居場所 づくり等 実践団体	彩の国子ども・若者支援ネットワーク	代表	土屋匠宇三
4		埼玉県子ども食堂ネットワーク	代表	東海林尚文
5		埼玉フードパントリーネットワーク	代表	草場 澄江
6	民生委員・ 児童委員	埼玉県民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会	副部会長	生田由紀子 <small>(令和5年2月13日から)</small>
			元理事 (元部会長)	清水 秀文 <small>(令和5年2月12日まで)</small>
7	医療関係機関	さいたま赤十字病院	相談福祉課長 (精神保健福祉士)	椎名 是文
8	市町村	入間市 こども支援課	課長	木下 義幸
9			副主幹(保健師)	亀田由紀子
10		富士見市 子ども未来応援センター	主査	猪野塚容子
11		// 福祉政策課	主任	及川 正邦
12		// 高齢者福祉課	副課長	長谷部 薫
13		// 障がい福祉課	主査	三浦 崇
14		鳩山町 長寿福祉課	副主幹	齋藤 芸路
15	副主幹		新井 允	
16	教育関係機関	鴻巣市教育委員会 学校支援課	指導主事	矢野 貴
17		富士見市教育委員会 教育相談室	室長	関崎 純也
18			スクールソーシャルワーカー	小関 隆弘
19	社会福祉協議会	川越市社会福祉協議会	地域福祉課長	柴 明孝
20		鳩山町社会福祉協議会	次長兼事業係長	佐藤誠一郎
21			主任	水代 匡紀
22	埼玉県	埼玉県教育局人権教育課	副課長	有賀 弘一
23		埼玉県福祉部地域包括ケア課	課長	宮下 哲治

事務局運営 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

おわりに

スタートブックの作成にあたり、埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会委員の皆様には多大なるご協力をいただき、感謝を申し上げます。行政、教育、医療、福祉、市民活動、企業等の各分野において、これまで子どもや支援が必要な家庭と向き合い、支えてこられたご知見から、大事なポイントを示唆していただきました。

ヤングケアラーが抱えている問題やその解決（終結）は人それぞれ異なります。ケア役割の終了が問題の解決（終結）でもありません。人それぞれ異なるからこそ、彼らの想いをしっかりと汲み取れる「信頼できる大人」の存在が重要です。すべてのヤングケアラーが信頼できる大人と出会えるように、分野や領域を超えてつながり、支援基盤を構築していくことが求められています。

本冊子のタイトルは、ヤングケアラー支援の体制づくりを「始めていく」、「推し進めていく」という思いを込めて、「スタートブック」としました。ヤングケアラーに関わる支援者や地域の皆様とともに考え、体制を創り上げていく一助となり、誰もが安心して暮らせる社会の実現を願っています。

埼玉県福祉部地域包括ケア課
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

発行 埼玉県
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
福祉部地域包括ケア課 TEL 048-830-3256

編集 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
〒330-8529
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65
地域福祉部地域連携課 TEL 048-822-1248

編集協力 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会

初版 令和5年3月

